令和８年（2026年）６月29日（月曜日）

第　３　号

令和８年第２回北海道議会定例会　予算特別委員会第１分科会会議録

第　３　号

令和８年（2026年）６月29日（月曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
植村真美君	
副委員長	
鈴木仁志君	
鶴羽芳代子君	
石川さわ子君	
鈴木一磨君	
和田敬太君	
林　祐作君	清水拓也君
船橋賢二君	
阿知良寛美君	
真下紀子君	
高橋　亨君	
花崎　勝君	
藤沢澄雄君	

出席説明員

環境生活部長	天野紀幸君
環境生活部アイヌ政策監	髙見里佳君
環境生活部次長	新井田順也君
環境保全局長	久保貴司君
アイヌ政策推進局長	阿部真理君
野生動物対策担当局長	井戸井毅君
地域安全担当局長	西　清人君
総務課長兼政策調整担当課長	栗原　肇君
循環型社会推進課長	遠藤　浩君
自然環境課長	島村哲也君
野生動物対策課長	冨樫　崇君
エゾシカ担当課長	嶋本祐幸君
ヒグマ対策室長	市川善浩君
交通安全担当課長	松岡貞行君
アイヌ政策課長	諸岡宏一君
総合政策部長兼地域振興監	中村昌彦君
総合政策部グローバル戦略推進監	大矢邦博君
総合政策部交通企画監	斎藤由彦君
総合政策部次長兼地域づくり担当局長	馬場俊哉君
総合政策部次長兼交通政策局長	清水大貴君
知事室次長	箭本　充君
官民連携推進局長	菅原伸一君
国際局長	藤嶋泰道君
地域創生局長	笹森　穣君
地域行政局長	藤原和道君
航空港湾局長	丹野正樹君
外国人材担当局長	内藤敏徳君
鉄道担当局長	佐藤寿志君
物流担当局長	小林達也君
総務課長	水井啓介君
広報担当課長	遠藤一也君
官民連携推進局参事	沼舘靖展君
国際課長	木下博史君
外国人材担当課長	山本英司君

地域創生推進室長	岡田茂也君	航空課長	竹内敏博君
移住交流担当課長	今田美幸君	空港戦略担当課長	丹羽崇博君
地域資源活用担当課長	森　　譲君		
市町村課長兼再生支援担当課長	幾島　　聡君	議会事務局職員出席者	
企画担当課長	岡本　　耕君	議事課主幹	増川真一君
地域デジタル担当課長	萩野貴也君	議事課主査	栂尾哲矢君
交通企画課長	齋藤冬樹君	同	山本ひかり君
地域交通担当課長	髙松正裕君	同	東　優樹君
鉄道企画担当課長	佐藤康大君	同	中村明広君
物流企画担当課長	髙橋央明君	同	真壁りつこ君
		同	加藤邦彦君
		同	屋木文映君

午後　１　時　開議

○鈴木仁志副委員長　これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔栂尾主査朗読〕

１．本日の会議録署名委員は、

高　橋　　亨　委員

阿知良　寛　美　委員

であります。

○鈴木仁志副委員長　それでは、議案第１号及び第16号を一括議題といたします。

１．環境生活部所管審査（続）

○鈴木仁志副委員長　６月26日に引き続き、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員　通告に従いまして、以下、環境生活部所管事項についてお伺いをいたします。

初めに、交通安全対策についてであります。

我が党は、道内外からの観光需要の拡大や日本の交通ルールに不慣れな外国人運転者の増加、運転者の高齢化などを背景に、交通事故リスクの高まりを踏まえ、先日、交通安全対策に関する要望書を道に提出したところであります。対応いただいた加納副知事からは、関係機関、民間の方々と連携し、安全対策に取り組んでまいるといった回答をいただきましたが、道における対応

について詳しくお聞きしたいので、以下、伺ってまいります。

まず、飲酒運転の根絶に関する条例についてであります。

小樽市での悲惨なひき逃げ事件から、もうすぐ12年となります。そして、北海道飲酒運転の根絶に関する条例の施行から11年目となるところであります。関係機関の総力を挙げて、飲酒運転根絶に取り組んできたものと承知しておりますが、依然として道内で飲酒運転が起きている状況にあります。

これまでの取組状況と今後の対応について伺います。

○鈴木仁志副委員長　地域安全担当局長西清人君。

○西地域安全担当局長　飲酒運転の根絶に向けた取組についてでありますが、道では、これまで、飲酒運転の根絶に向け、条例の基本理念であります、飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さないを合い言葉に取組を進めており、各種の広報媒体を通じた情報発信や、イベント会場、地下鉄駅周辺での街頭啓発など、広く道民の皆様に呼びかけを行っております。

特に、夏の行楽期におきましては、悲惨な事故の記憶が風化することのないよう、７月13日の「飲酒運転根絶の日」を中心に、歓楽街での飲食店等との協働による普及活動や、海水浴場の海開きにおきます啓発に加えまして、若年層を対象としたワークショップの実施、シンポジウムの開催などに取り組んできたところであり、引き続き、道警察、市町村、関係機関、民間事業者等と連携し、飲酒運転根絶の意識醸成を進めながら、根絶に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　よろしくお願いいたします。

次に、外国人運転者の対応についてであります。

多くの外国人観光客が北海道を訪れておりますが、外国人のレンタカーの利用も増えていると承知しております。公共交通機関では乗り継ぎが難しいなど、外国人の方がレンタカーを利用するのも分かりますが、日本の交通ルールをよく理解していただくことが大変重要と考えます。

外国人の自動車事故の状況と啓発活動の取組について伺います。

○鈴木仁志副委員長　交通安全担当課長松岡貞行君。

○松岡交通安全担当課長　訪日外国人の交通事故の状況などについてでありますが、道警察によると、令和７年の道内における訪日外国人のレンタカーによる交通事故の発生件数は、前年の22件と比べ、６件増の28件、負傷者数は、前年の31人と比べ、４人増の35人、死者数は、前年の０人から１人増加しました。

道では、これまで、訪日外国人の事故防止を図るため、日本の交通ルールやマナー等を多言語で取りまとめたリーフレットを作成し、レンタカーを利用する外国人が多く集まる雪まつり会場をはじめ、空港や観光地などで啓発活動を行ってまいりました。

道といたしましては、引き続き、道警察、市町村、関係機関と連携し、こうした取組に加え、レンタカー会社と連携して、冬場の雪道運転の注意点や日本の道路標識などをより分かりやすく周知し、交通事故の要因となりやすい場面の注意喚起を行うなど、訪日外国人の方々が、交通ル

ールを守り、マナーの実践につながるよう取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　前年よりも増加しているということであります。世界的に見ても、これだけ多くの雪が降るところはそうそうないというふうに思います。その雪を見たくていらっしゃる方も多いと思うので、そういう意味では、そういった安全運転、それからルール、こういったものを守っていただける手だてを、全力を挙げて取り組んでいただければなと思います。

次に、自転車の事故防止についてであります。

自転車の交通違反に反則金納付を通告できる交通反則切符、いわゆる青切符制度が始まり、もうすぐ３か月になります。道民の皆様からは、自転車運転者と歩行者などとの事故防止につながるとの意見もありますが、路上駐車がある実態などから、規制強化が乱暴ではないかという意見も伺います。

大切な命が失われないよう、交通ルールを守って安全な走行を行うことが大切と考えますが、自転車の安全利用のルールについての、自転車利用者、歩行者、ドライバーなどを対象とした幅広い普及啓発など、これまでの取組状況について伺います。

○松岡交通安全担当課長　自転車の安全利用についてでありますが、自転車事故を防止するためには、本年４月に導入された、いわゆる青切符制度をはじめ、利用者が交通ルールを正しく理解し、ルールを遵守して安全に運転していただくことが重要であります。

道では、青切符制度の導入を踏まえ、自転車事故が多い若者に対する働きかけをはじめ、改めて自転車の交通ルールについて周知を徹底することとし、各種広報媒体を通じた情報発信や駅周辺での街頭啓発、イベント会場での自転車シミュレーターを活用した啓発などで周知を図るとともに、新たに高校生を対象とした安全教室の開催などに取り組んでおります。

引き続き、道警察、道教委等と連携し、若年層をはじめ、道民の皆様が正しい交通ルールの理解の下、安全に自転車を利用できるよう、出前講習会や体験型イベントの実施などに取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　次に、高齢者の安全運転についてであります。

道内では人口減少や高齢化が進んでおりますが、特に、地方にお住まいの高齢者は、買物や通院など日常生活で自動車を利用せざるを得ない実態があり、高齢者による事故が後を絶ちません。このような中、高齢者を対象とした自動車や自転車の運転を体感する最新のシミュレーターを活用した講習会が地方で開催されるなど、大変有益な取組もされていると承知しております。

地域の皆様の暮らしを考えますと、こうした高齢ドライバーの支援も重要と考えますが、道の認識について伺います。

○松岡交通安全担当課長　高齢運転者への支援についてでありますが、道内では、高齢運転者による交通事故が多く発生しており、令和７年は事故全体の約３割を占めるなど、高齢者の交通事故防止は重要と認識しております。

このため、道では、道警察とともに、高齢運転者を対象として自動車シミュレーターなどを活用した体験型の講習会を開催し、加齢に伴う身体機能や認知機能の変化を認識していただくとと

もに、参加者の不安に寄り添いながら相談対応を行い、必要に応じ、運転免許証の返納手続に関する説明を行っております。

また、市町村と連携し、免許証を自主返納した高齢者が飲食店やタクシーの利用等に割引が受けられるサポート制度を推進するなど、民間事業者に協力をいただきながら、高齢者の免許返納後の生活支援に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、引き続き、道警察、市町村や民間事業者と連携し、暮らしの中で自動車の利用が必要となる高齢運転者の事故防止と、運転免許証の自主返納しやすい環境づくりを進めてまいります。

○阿知良寛美委員　私も、この間、71歳になりまして、免許切替えで、70歳を超えての免許切替えですから、自動車学校の構内を回ったり、それから、段差を乗り越えて、前輪が乗り越えたらブレーキを踏む、下りたらブレーキを踏む、視野の検査とか、いろいろ検査を受けてまいりました。無事、優良ドライバーの免許をいただきましたが、道内の高齢者は、免許返納とか、いろいろ話がありますけれども、生活していくためになくてはならないという、そういう部分では、この辺の手だてについて、また別の質問にはなってしまいますが、こういうこともしっかり考えていかなきゃいけないなというふうに思います。

今後の対応についてであります。

交通安全の具体的な課題やこれまでの取組状況を伺ってまいりましたが、道として、こうした課題を踏まえ、今後どのように交通安全の取組を推進していく考えなのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　環境生活部長天野紀幸君。

○天野環境生活部長　交通安全の今後の取組についてでございますが、交通事故の防止に向けては、道民の皆様お一人お一人が正しいルールの遵守とマナーを実践していただくことが重要であり、これまで、道では、飲酒運転の根絶、自転車の安全利用、高齢者の方々の安全確保を交通安全運動の重点項目として位置づけ、取組を進めてまいりました。

特に、悲惨な事故を教訓とし、飲酒運転を許さない社会の実現に向けて定めた７月13日の「飲酒運転根絶の日」には、飲酒運転根絶決起大会を開催し、全道一丸となって、その根絶に向けて取り組んでまいりました。

道といたしましては、引き続き、交通環境を取り巻く変化も踏まえ、交通事故の要因分析に努めるとともに、市町村や地域の関係団体と連携して、運動参加者の裾野の拡大を図りながら、交通安全意識の向上と実践に向けて、より一層効果的な取組を進めてまいります。

○阿知良寛美委員　交通安全対策について伺ってまいりました。

交通事故の防止は、正しいルールを遵守し、しっかり実践していくことが大変重要であると考えます。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願い申し上げます。

次に、地球環境保全に向けた取組についてであります。

６月18日、米国とイランの間で、米、イラン双方が戦闘終結などに関する覚書に正式に署名さ

れましたが、依然として予断を許す状況にはありません。ホルムズ海峡が開放されれば、まずは中東からの原油の輸入が再開されるものと考えますが、長期にわたる輸入停滞により原油由来のナフサ価格が上昇し、その影響が国内企業の資金繰りに及んでいる状況にあります。

道として、中東情勢の悪化による経営への影響を調査したものと承知しておりますが、この調査では、６割以上の企業が、石油化学製品の調達に影響があると回答されており、ごみ袋や建築資材、塗料など、幅広く影響が出ている状況にあるものと考えます。

こうした影響は、価格の高騰以外にも道民生活に現れ始めており、札幌市では、市の指定ごみ袋の品切れが一部で生じていることを受けて、指定外のごみ袋でも収集する臨時の対応が始まっております。このような対応は、緊急時としてやむを得ないものと考えますが、リデュース、リユース、リサイクルの３Ｒを通じ、廃棄物の減量を推進する立場からは、急場しのぎではなく、プラスチック製品の供給懸念というピンチをチャンスと捉え、改めて３Ｒ、特にリデュースを推進する好機にすべきと考えます。

実際に、容器包装の３Ｒを推進する８団体で構成する３Ｒ推進団体連絡会は、５月下旬、2026年度から５年間の新たな自主行動計画2030を公表するなど、素材の特性に応じた資源循環を推進する動きも出てきており、こうした背景を踏まえ、以下、資源循環、ごみ減量などについて伺ってまいります。

まず、３Ｒの推進体制についてであります。

道は、全国に先駆ける形で、平成20年に北海道循環型社会形成の推進に関する条例を策定し、この条例の下、北海道循環型社会形成推進基本計画を策定し、北海道らしい循環型社会の形成に向けた取組を進めてきたところであります。令和２年には、計画に基づく指標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえて、後継計画となる第２次の基本計画を策定したと承知しております。

第２次計画の現状認識や目標、指標について伺います。

○鈴木仁志副委員長　循環型社会推進課長遠藤浩君。

○遠藤循環型社会推進課長　計画の現状認識等についてでありますが、北海道循環型社会形成推進基本計画、いわゆる循環基本計画は、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在の第２次計画は令和２年３月に策定したものです。

この計画においては、北海道らしい循環型社会の形成を目標として、３Ｒの推進や廃棄物の適正処理の推進など４項目を施策の柱とするとともに、取組の指標として、廃棄物の排出量や最終処分量、リサイクル率などを設定しています。

第２次計画は、令和11年度までを計画期間としていますが、一般廃棄物のリサイクル率はやや減少傾向にあるなど、循環型社会の形成に向けて一層の取組促進が重要と認識しております。

以上です。

○阿知良寛美委員　次に、３Ｒに関する道の取組についてであります。

基本計画において、３Ｒの取組が大きな柱として位置づけられておりますが、循環型社会の形成に取り組む道として、３Ｒをどのように推進してきたのか、お伺いをいたします。

○遠藤循環型社会推進課長　３Ｒの取組についてでありますが、循環型社会の形成に向けては、廃棄物の発生や排出を抑制するとともに、発生した廃棄物を循環的に利用することにより、環境への負荷をできる限り低減していくことが重要でありますことから、循環基本計画においては、３Ｒの推進を施策の４本柱の一つに位置づけ、道民、事業者、行政などの各主体がそれぞれの立場で取組を推進することとしております。

このため、道では、３Ｒを意識したライフスタイルや事業形態の定着に向け、セミナー開催などによる道民向けの普及啓発をはじめ、事業者に対し、アドバイザーの派遣や廃棄物の発生抑制等に向けた技術開発、設備整備の支援などに取り組んでいるところであります。

以上です。

○阿知良寛美委員　次に、リデュースの取組状況についてであります。

リデュースというのは、例えば、マイバッグを持ち歩くだとか、詰め替え用の製品を選ぶとか、それから食品ロスの削減、こういったものが該当すると思いますが、この３Ｒのうち、ごみの減量、リデュースは性格が異なり、誰でも今日から取り組める活動と考えます。

家庭からのごみ、一般廃棄物の処理は市町村の業務ではありますが、道として、リデュースの推進に向けてどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○遠藤循環型社会推進課長　リデュースに向けた取組についてでありますが、道内で排出される一般廃棄物の約３割を生ごみが占めており、道では、これまで、道民の皆様に対し、家庭や外食などでの食べ切りの呼びかけなど、食品ロス削減に関する啓発を関係部と連携して行っているところです。

また、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減を図るため、マイバッグやマイボトルの持ち歩きの呼びかけをはじめ、使い捨てスプーンやストローといった、いわゆるワンウエープラスチックの使用削減に向けた啓発など、３Ｒの啓発を図る展示会やセミナーといった様々な機会を活用して意識啓発を行ってきたところです。

以上です。

○阿知良寛美委員　次に、３Ｒの取組の課題についてであります。

３Ｒの取組を否定する方はいないというふうに思いますが、思いどおりには進んでいない実態があることも分かりました。

３Ｒ推進に向けては、課題はどこにあると認識されているのか、所見を伺います。

○遠藤循環型社会推進課長　３Ｒ推進に向けた課題についてでありますが、道内の一般廃棄物については、１人１日当たりのごみの排出量が全国平均よりも多い状況にあり、ごみの減量に向けて一人一人の意識を高め、日々の生活の中での行動変容につなげていくことが必要です。

そのため、３Ｒのうち、とりわけリデュースとリユース、いわゆる２Ｒの取組を推進し、ごみになるものを減らし、繰り返し大切に使うという行動を広げ、定着していくための継続的な普及啓発が重要と考えております。

以上です。

○阿知良寛美委員　各都市、それぞれ、ごみの問題については苦労されているというふうに思います。以前、札幌市で有料化になったときに、これはもう、一人の市民が出すごみの量は相当なもので、このままでは埋立地がもうあっという間に埋まってしまう、満杯になってしまうということで、有料化を取り入れたわけであります。

そういう中で、不法投棄があったりもしましたが、有料化した当初は、ごみの量が相当減りました。それから、リサイクルとか、プラスチックごみなどを無料で回収したりして資源化を図る、こういった試みもしてきたわけであります。すぐに効果を出すというのはなかなか難しいかもしれないけれども、長い取組といいますか、それぞれの意識づけが非常に大事だというふうに思いますので、ぜひ今後も進めていただければなと思います。

次に、海洋環境の保全について伺います。

地球の表面積は約５億平方メートルあるとされ、このうち、約７割を海洋が占め、地球環境を将来に良好に引き継いでいくためには、海洋の汚染を防ぎ、漁業の資源量を確保していくことが重要であると考えます。

このような中、いずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全などに関する国際協定、国連公海等生物多様性協定が今年１月から発効しております。これにより、公海は自由に利用できるという考えから、国家の管轄権外にある公海について、国際社会が多主体で支える仕組みに踏み出したわけであり、地球環境の保全の面でも大きな意味があるものと考えます。

この協定については、日本でも昨年12月に批准したところであり、国連での合意による30年までに世界の陸と海の30％を保全することを目指す「30ｂｙ30」の目標達成へ前進が期待されております。

北海道は、三方を海で囲まれた海洋国家であり、海洋環境の保全は極めて重要な課題であります。道の３Ｒの取組において、どのように海洋環境の保全を進めていく考えなのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　環境保全局長久保貴司君。

○久保環境保全局長　海洋環境の保全についてでありますが、海洋汚染につきましては、特に、プラスチックごみによる生態系や漁業などへの影響が懸念されており、世界的にも喫緊の課題となっております。

このため、道では、陸上から河川等を経由して直接海洋へ流出するプラスチックごみの対策として、不法投棄の未然防止に向けたパトロールの実施や、排出事業者に対する適正処理の指導を行ってきたところでございます。

また、広く道民の皆様に向けて、海ごみ対策に係るシンポジウムの開催や啓発動画、パンフレットの作成により意識醸成を進めており、引き続き、関係機関等と連携し、本道の良好な海洋環境の保全に向けて取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　海洋汚染はマイクロプラスチックですよね。例えば、陸上から、ごみ袋というか、包装紙等が風で飛んで、それが川を通って海に流れて細かくなって、それを魚が食べる

と。食べ物と勘違いするのですね。その魚を人間が食べるということで、回り回って自分たちに来るわけですから、その意味では、これは本当に重要なことと捉えて、この海洋環境の保全というのは、四方を海に囲まれている北海道でありますから、清掃も含めて、しっかりやっていただければなと思います。

今後の対応について伺います。

冒頭に申し上げたように、指定のごみ袋が不足しているのであれば、ほかのプラスチックの袋で代替するといった対応も緊急時には必要だと考えますが、原油もいずれは枯渇しますし、ごみを減らそう、環境への負荷を減らそうという姿勢を改めて取り戻すことも重要と考えます。

決して簡単ではないことでありますが、持続可能な社会に不可欠な３Ｒの取組を今後どのように推進していくのか、お伺いをいたします。

○天野環境生活部長　今後の３Ｒの取組についてでございますが、資源の供給不安が道民生活にも影響を及ぼす中、持続可能な循環型社会の形成に向け、３Ｒを推進し、限りある資源を有効に活用していくことは重要と認識してございます。

道では、これまで、道民の皆様の行動変容に向け、リサイクル製品の普及や３Ｒの啓発を図るための展示会やセミナー等を開催するほか、事業者の方々に対しても、再資源化設備の整備や技術開発に対する支援などに努めてまいりました。

こうした中、国では、循環型社会の形成の取組を加速していくため、本年３月に、リユースに加え、シェアリングやリペアの活用等を積極的に進める方針を打ち出したところであり、道といたしましても、こうした国の取組とも呼応し、様々な機会を捉えて普及啓発を行うなど、道民の皆様の行動変容の裾野を拡大しながら、循環型社会の形成に向けて、より一層取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　質問を終わります。

ありがとうございました。

○鈴木仁志副委員長　阿知良委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

石川さわ子さん。

○石川さわ子委員　通告に従いまして、順番に質問してまいります。

まず、エゾシカ対策について伺います。

緊急対策期間における対策でありますが、エゾシカの生息数及び農業被害が著しく増加をし、捕獲等の措置の強化が必要として、エゾシカ対策推進条例に基づき、第６期のエゾシカ管理計画後半の2024年１月から2026年12月までの３年間を緊急対策期間に設定したと承知をしております。

以前設定をした2010年度から2014年度の緊急対策期間では、個体数が減少したけれども、その後、再び増加したということを踏まえ、今回はどのような対策を考えているのか、また、期間終了後の見通しはどうなのかも併せて伺います。

○鈴木仁志副委員長　野生動物対策担当局長井戸井毅君。

○井戸井野生動物対策担当局長　緊急対策期間における対策についてでありますが、道では、令和６年１月から緊急対策期間を設定し、これまで、国の交付金を最大限に活用した捕獲を市町村に働きかけるとともに、個体数削減効果の高い雌の捕獲促進に加え、捕獲困難地での捕獲などに取り組んでまいりました。

こうした取組に加えまして、本年度は、地域の狩猟期間の延長や越冬期集中捕獲箇所の拡大などのほか、対策の高度化に意欲のある５市町を支援するタスクフォースを設置し、捕獲対策の強化に取り組むこととしております。さらなる捕獲数の上積みに向け、エゾシカ対策の一層の強化が重要との認識の下、捕獲目標の達成に向けて、関係者が一体となって取り組んでまいります。

以上でございます。

○石川さわ子委員　対策の一層の強化が重要ということであります。

国は、国有林での捕獲体制においてどのような強化をしているのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　エゾシカ担当課長嶋本祐幸君。

○嶋本エゾシカ担当課長　国有林における捕獲体制についてですが、道内の国有林を管理する北海道森林管理局では、市町村と協定を締結し、林道の除雪など、市町村の捕獲事業を後押しする取組なども行っており、道においても、森林管理局と調整の上、国有林内でわなによる捕獲事業を実施してきたほか、本年度からは、５市町を重点的に支援するタスクフォースにおいて、国有林内での円滑な捕獲に向けた関係機関との調整を行うこととしております。

○石川さわ子委員　次に、第６期のエゾシカ管理計画に記されていることでありますが、管理計画の推進に向けた合意形成について伺います。

北海道エゾシカ管理計画の推進に当たっては、地元住民はもとより、広く道民の理解と協力を得ることが必要不可欠とのことであります。そこで、どのようなポイントで、どのように合意形成をされているのか、伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長　エゾシカ管理計画の推進についてですが、エゾシカ管理計画の推進に当たっては、国や市町村のほか、捕獲を担う従事者や関係団体、企業など様々な主体と連携して、地域における合意形成を図りながら、各般の施策を進めていくことが必要です。

このため、道では、これまで、各種施策の方針や取組の達成状況、生息数の情報などについて広くホームページ等により公表するとともに、振興局ごとに設置する地域連絡協議会を活用し、関係機関や団体などと認識の共有を図り、意見交換を行いながら取組を推進しております。

○石川さわ子委員　計画を読ませていただいたときに、広く道民の理解と協力を得ると書かれておりました。しかし、答弁の中では、道民という言葉が出てこなかったなというふうには感じております。

やはり、施策の方針や取組の達成状況、生息数についての情報の公開は、とても大事だというふうに思います。ホームページでそうしたことを公表しながら、関係機関のみならず、広く道民の理解と協力を得る、そのためにこうした合意形成というのが大事だというふうに思います。ジ

ビエの活用が広がることによっても、こうした道民理解というのは少しずつ高まっていくのではないかなというふうに感じます。

次の質問ですが、タスクフォース対象市町以外への対応について伺います。

一般質問では、狩猟期間の延長や捕獲場所の拡大を図るほか、５つの市町への国の交付金の優先配分を検討するとの答弁でありました。

エゾシカの生息は全道地域でありますが、旭川市など５つの市町以外の対応はどのように考えておられるのか、伺います。

○井戸井野生動物対策担当局長　市町村への対応についてでありますが、道では、これまで、市町村に対し、全道エゾシカ対策協議会や、振興局ごとに設置しております地域連絡協議会の場などを通じまして、国の交付金を活用した積極的な捕獲を働きかけるとともに、国の交付金の対象外となるわなの見回りや残滓の回収などの経費に対しまして道の交付金により支援を行ってきたほか、射撃技術研修や捕獲実践研修など、地域における捕獲従事者の育成にも取り組んできたところです。

さらに、本年度は、対策の高度化に意欲のある５市町を支援するタスクフォースを設置し、ＩＣＴを活用した生息調査や、わなの設置に対する技術的助言を行うこととしており、ここでの取組は地域連絡協議会などを通じまして他の市町村とも共有を図るなどし、効果的、効率的な捕獲に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○石川さわ子委員　続いて、捕獲の体制について伺いたいと思います。

若手のハンターの育成状況について、まず伺います。

○鈴木仁志副委員長　野生動物対策課長冨樫崇君。

○冨樫野生動物対策課長　捕獲従事者の育成についてでありますが、本道の狩猟免許取得者は、近年、10代から40代の割合が増加傾向にある中、高齢化等により捕獲従事者の確保が困難な市町村もありますことから、地域における体制の強化に向けましては、若い世代の方々の育成が重要であります。

このため、道では、捕獲技術の習得、向上のため、初心者向け射撃研修や、ベテラン狩猟者を講師とした捕獲実践講習会を開催するなどして、地域の捕獲体制を支える若手従事者の育成に取り組んできたところでございます。

○石川さわ子委員　それでは、狩猟免許所持者の把握など狩猟者の確保に取り組まれているということでありますが、その課題はどういうことでしょうか、お聞きします。

○冨樫野生動物対策課長　狩猟者の確保についてでありますが、道では、これまで、捕獲従事者となる人材の確保のため、道内外において狩猟の魅力を伝えるＰＲ活動を行いますとともに、狩猟免許を取得しようとする方々を対象とした出前講座やセミナーの開催、狩猟免許試験の実施回数や定員の拡大などの取組を進め、近年の道内の新規狩猟免許取得者数は、令和４年度が1123人、５年度は1198人、６年度は1612人と年々増加傾向となっております。

一方で、地域によっては、高齢化等により従事者の確保が困難な場合もありますことから、道としては、中長期的な視点から、捕獲従事者の確保育成に向けた取組について、有識者から意見を伺いながら検討を進めているところでございます。

○石川さわ子委員　私の友人の女性も、つい最近、ハンターの資格を取りました。

そのきっかけは、エゾシカを撃った後に、そのところに置いてしまう残滓がもったいないということで、それがきっかけで、自分の仕留めた鹿は必ずたくさんの人に余すところなくちゃんと食べてもらいたいという思いでハンターになったということを言っていました。いろいろなきっかけでハンターになる人がいるのだなというふうに思いますので、やっぱり、道民理解というのは本当にいろいろやっていくことが必要かなというふうに思います。

次に、生物多様性への影響について伺います。

エゾシカの生息数が増加することによって、農業被害だけではなく、一部地域では林床植生の消失などの報告がありますが、高山植物や希少植物への食害の現状について伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長　高山植物などへの食害についてでありますが、近年、エゾシカの生息数の増加に伴い、生物多様性への様々な影響が明らかになってきており、例えば、採食や踏みつけにより、釧路湿原や大雪山などでは植生や景観の変化、知床岬では高山植物の減少などが確認され、他の地域においても、急傾斜地や道路ののり面では植物が弱り、土砂流出の危険性が増加するおそれも指摘されているところであります。

○石川さわ子委員　エゾシカの食害によって、景観が変化をするぐらい大きな影響があるということであります。

そうした生態系の変化があるということですが、北海道におけるエゾシカによる食害の生物多様性への影響をどのように認識し、そして、どう対応していくのか、伺います。

○嶋本エゾシカ担当課長　生物多様性への影響についてでございますが、エゾシカは、幅広く様々な植物を餌とすることから、生息密度が高くなると、農林業被害だけではなく、植生の衰退など森林や湿原の生態系にも影響を与えるおそれがあると認識しています。

このため、道では、エゾシカ管理計画に基づき、生物多様性に与える様々な影響の発生状況を確認するため、国や道総研とともに、鹿による天然林への影響について、毎年、調査を実施し、状況把握に努めているところです。

道としては、こうした生態系の保全の観点からも、エゾシカ対策の強化が重要であるとの認識の下、関係者が一体となって、さらなる捕獲数の上積みに向けて取り組んでいるところです。

○石川さわ子委員　生態系の保全というのは、今ある状況を守っていくことではないかなというふうに私は思いますけれども、鹿が食べることによって、樹木の剝皮ですとか、下草が食べられ植生が全く変わってしまうと、保全というのは困難になっていくというふうに思います。ましてや、土砂崩れの原因にもなるということでありますから、対策の強化をしっかり行うことが必要だというふうに思います。そうしたことを踏まえての今後の取組をお聞きしたいと思います。

2024年度のエゾシカの捕獲実績は、目標頭数を大きく下回り、いまだ2025年の実績も集計をさ

れていないということでありました。捕獲数の８割を占めている、市町村による有害駆除への支援を強化すべきと考えます。その際には、補正予算も、交付金頼みではなく、財政調整基金を取り崩してでも、緊急対策期間のうちに成果を出そうとする意気込みで進めるべきというふうに考えますが、改めて所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　環境生活部長天野紀幸君。

○天野環境生活部長　エゾシカ対策の今後の取組についてでございますが、農林業被害などが増加する中、エゾシカ対策の強化は喫緊の課題との認識の下、３か年の緊急対策期間を設定し、これまで、市町村をはじめ、関係者の皆様との連携を強化しながら、捕獲数のさらなる上積みに向けて取り組んでまいりました。

こうした中、本年度は、地域の狩猟期間の延長や越冬期集中捕獲箇所の拡大のほか、タスクフォースを設置し、これまで制限されていた国有林等における円滑な捕獲や、国の交付金の優先配分、さらには、ＩＣＴを活用した生息調査といった対策の高度化などを進めることとしてございます。

道といたしましては、国や市町村等との連携の一層の強化を図り、これまでの課題も踏まえ、最新技術を活用しながら、地域の実情に即した様々な対策を効果的に組み合わせるとともに、国に対しても必要な交付金の確保を強く要望するなど、捕獲目標の達成に向け、エゾシカ対策の一層の充実強化に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　本年度は、対策を高度化しているということであります。

しかし、やはり、国に対し必要な交付金の確保を強く要望していくということでありまして、一般質問での答弁の域からは出ていないということを申し上げないわけにはまいりません。国の交付金頼みの姿勢では、やはり、市町村を支援しようとする道の主体性が見えない、また、捕獲実績が目標頭数を下回っている中、農業被害対策と生物多様性バランスを回復しようとすることに本気で取り組むべきというふうに思います。このことに関しましては、再度、知事に伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、動物愛護の取組について伺います。

野犬に係る取組をまず伺いますが、昨年の第４回定例会の一般質問におきまして、私は、道東の広域的な野犬対策につきまして、実効性のある体制を早急に構築することを求め、関係者間で現状や課題を共有しながら野犬対策に取り組むという答弁でありました。

そこで、その後、どのように取り組まれているのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　自然環境課長島村哲也君。

○島村自然環境課長　野犬に係る取組についてでありますが、市町村により捕獲された野犬は人なれが難しく、一般の方に譲渡できるまで多くの時間や労力を要することから、道では、動物愛護センターを中心に、市町村や愛護団体、獣医師会の方々などとの連携の下で取組を進めることが重要と認識しております。

こうした連携の下、これまで、ＳＮＳを効果的に活用した情報発信のほか、大型商業施設での

譲渡会など様々な機会を通じて、放し飼いの防止や適正飼養の啓発による野犬を生み出さないための取組とともに、捕獲された野犬を新しい飼い主につなげる取組を行ってきたところでございます。

昨年12月には、野犬の捕獲数が増加傾向にある釧路管内全市町村に参集いただき、対策会議を開催したほか、本年６月からは、釧路総合振興局が、愛護団体と連携し、捕獲された野犬の譲渡を促進する新たな取組を始めたところでございます。

○石川さわ子委員　ただいまの御答弁で、釧路管内全市町村の関係者を招集して対策会議を開催したということでありますが、この会議の参加者と、そこで出された課題について伺います。

○島村自然環境課長　会議の参加者などについてでありますが、会議の参加者につきましては、釧路総合振興局及び動物愛護センターのほか、釧路管内の全市町村、３つの愛護団体、釧路獣医師会から、ウェブ参加も含め、35名が参加されました。

会議では、農家で野犬が繁殖、出産するケースが多い、道や市町村などの収容スペースが少ないといった意見が出され、今後、そうした課題への対応などにつきまして検討することとしております。

○石川さわ子委員　先ほどの答弁で、釧路総合振興局が捕獲をした犬を家庭で預かり、譲渡につなげる道内初の事業に６月にも乗り出すということでありますが、この事業の内容について伺います。

○島村自然環境課長　振興局の取組についてでありますが、捕獲された野犬は人なれしておらず、譲渡できるまで長い期間を要し、保健所の収容が長期化する状況もあるため、釧路総合振興局では、本年度から、動物愛護団体に委託し、保健所に収容されている野犬を、協力いただける方に２か月程度預け、飼育技術の指導助言をしながら人なれトレーニングを行うことで譲渡につなげることとしております。

○石川さわ子委員　釧路総合振興局が新たな事業を始めるということで、一定の評価もしたいなというふうに思いますが、釧路管内での野犬の捕獲頭数は、2024年で140頭でありまして、その中には人なれしていない成犬も含まれております。

今の御説明では、ドッグトレーナーの指導等を含めて、動物愛護団体への委託により事業を進めるとのことであります。捕獲の困難さ、また、人なれには大変時間がかかるというふうに伺っておりますので、愛護団体の協力者の確保など、譲渡に向けては大変難しい課題があるのではないかなと私は認識をしておりますが、動物愛護団体にとって過大な負担とならないのか、どのように御認識か、伺います。

○島村自然環境課長　愛護団体への委託内容についてでありますが、本事業では、人なれトレーニングを行う協力者の募集や、飼育技術の指導を行うドッグトレーナーとの調整のほか、収容犬の不妊去勢やワクチン接種、譲渡会の定期的な開催などを愛護団体に委託することとしております。

これらの業務について、道と愛護団体が連携して、個々の犬の性格などを見極めながら、協力

者の習熟度に応じてマッチングするなど、愛護団体等に過度の負担がかかることのないよう取り組むこととしております。

○石川さわ子委員　愛護団体等に過度な負担がかからないように取り組むということであります。

しかし、野犬は警戒心が大変強く、愛護団体の方が捕獲に協力をして順化のために餌づけもしておりますけれども、何か月もかかっている現状というふうに聞いておりまして、先ほど、２か月で保健所に戻すというふうなお話がありましたけれども、２か月でそういう結果を出していくのは難しいのではないかと私は懸念をいたします。

また、保健所で収容している場所は、頑丈な柵とコンクリートの床で、事故や逃亡を防止できますが、協力者であるボランティアの方の個人宅では、野犬が人なれするための環境はなかなか難しいのではないかと、さらに懸念をしております。

また、現在も、野犬の譲渡先は釧路管内以外の札幌まで運ぶということが大変多いと聞いておりまして、預かれる人のところは大体もう犬が行き渡っていて、譲渡先がだんだんと少なくなってきているということも愛護団体の方がお話しされておりました。

そうした中で、これから新たな事業を始めていくということで、私は、道もしっかりと見ていっていただきたいというふうに思います。

次に、野犬に対する不妊去勢への取組についてであります。

野犬の問題の対策としましては、譲渡をして頭数を減らしていくほかに、飼い主への不断の啓発はもとより、捕獲された野犬の不妊手術などの費用を助成するなど、さらなる事業費の拡充も必要と考えますが、所見を伺います。

○島村自然環境課長　野犬に対する不妊去勢等の取組についてでありますが、北海道動物愛護条例におきましては、犬や猫がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合には、その繁殖を防止するため、不妊去勢を講ずることを所有者の遵守事項として定めております。

道といたしましては、不妊去勢の実施につきまして、ホームページやＳＮＳなどを活用して情報発信を行うほか、犬の譲渡会やパネル展、しつけ教室の開催を通じて飼い主等に指導助言を行っており、引き続き、関係団体と緊密に連携し、新たな野犬を生み出さないため、不断の啓発に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　野犬を生み出さないために、飼い主がしっかりと不妊手術などの対策を行うというのはもちろん一番の大事なことでありますが、そうした中でも、支援をしている市町村もあるやに聞いておりますので、私は検討していただきたいなというふうに思います。

釧路総合振興局での新たな譲渡に向けた取組を伺ったところでありまして、この取組については、これからということだというふうに理解をいたしますが、動物愛護団体頼みですと、以前と基本的に変わらないことも予想されます。いろいろな懸念も先ほど申し上げました。

そこで、今後の取組について伺いたいのですが、道としては、振興局との情報共有を基本に、保健所や北海道動物愛護センターがしっかり連動して機能するように取り組むべきと考えます

が、今後どのように取り組むのか、伺います。

○天野環境生活部長　野犬対策の今後の取組についてでございますが、野犬対策に当たりましては、新たな野犬を生み出さないこと、そして、捕獲された野犬の譲渡を着実に進めること、これが重要でございまして、市町村や愛護団体、獣医師会など関係機関が共通の認識を持ち、連携して取り組んでいくことが重要でございます。

このため、道では、動物愛護センターを中心に、様々な機会を通じた普及啓発や譲渡会等の開催といった取組を行ってまいりました。また、野犬問題が深刻化している釧路管内におきましては、対策会議を開催し、関係者間で取組や課題を共有するとともに、本年度から新たに、捕獲された野犬の譲渡を促進する取組を始めたところでございます。

道といたしましては、こうした釧路管内における取組を踏まえ、その課題等について共有を図りながら、これまで以上に関係機関との連携を密にし、適正飼養等の啓発活動はもとより、収容体制の確保、譲渡の促進などの野犬対策に着実に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　まずは、野犬を生み出さない、そのための啓発、そして、譲渡、収容体制の確保に着実に取り組む、そういう答弁でありましたが、保健所の収容頭数が５頭から７頭という限られた中で、どうしても一時収容の問題を市町村は抱えております。その場所がなくて、やむを得ず、水や電気などが使えないけれども、収容できる公的な場所で、捕獲おりのまま収容している実態があります。振興局での新たな事業の状況を見ていくことになると思いますが、一時収容の場所の確保は早急に対応しなくてはならない課題だと私は思います。

広域な野犬の問題を根本的に解決するため、動物愛護団体も参加をしている釧路管内全市町村の対策会議に道も積極的に参加し、課題などをしっかりと情報共有し、解決するために議論をしていくことを強くお願いしておきます。

では、最後に、アイヌ政策について伺います。

まず、ヘイトスピーチ対策についてであります。

北海道アイヌ生活実態調査でも明らかなように、アイヌ民族に対する偏見や差別があります。

北海道は、アイヌ民族の差別や扇動につながるヘイトスピーチの対策はどのように行っているのか、また、課題についても併せて伺います。

○鈴木仁志副委員長　アイヌ政策課長諸岡宏一君。

○諸岡アイヌ政策課長　差別的言動に対する取組についてでありますが、道では、アイヌの方々に対する興味、関心を高め、理解を深めていただくことにより差別の解消を図るため、これまで、幼少期からの教育の充実のほか、人権フォーラムやアイヌ文化体験イベントの開催、アイヌの歴史や文化を学ぶための啓発冊子の配布や特設ページの開設など、様々な機会を通じ、理解の促進に取り組んできたところであります。

こうした中、令和６年度に実施した道民意識調査では、アイヌであることを理由とした差別をしてはならないとするアイヌ施策推進法を知っており、内容もおおむね知っているとの回答は14％にとどまった一方で、法律は知っているが、内容は分からないとの回答が50％、法律を全く知

らないとの回答が34％となっており、アイヌの方々に対する理解が十分には進んでいない状況にあると考えております。

○石川さわ子委員　アイヌ民族の方々への差別の解消を図るための取組を様々行っているところでありますが、アイヌ民族をターゲットにした差別や偏見、そうした行動はなくなっていないというふうに私は思います。

次に、札幌市の地下歩行空間で、昨年９月と今年３月、アイヌ民族への差別的な内容のパネル展示がありました。一方、2024年、道有施設におきましても、民間団体がアイヌ民族への差別的主張でアイヌの尊厳を傷つける、そういう講演会を開催いたしました。

この開催後、市民団体が、今後、主催者に施設を貸し出さないよう求める要望書を道に対して提出いたしましたが、道の対応について、また、その理由についても併せて伺います。

○諸岡アイヌ政策課長　団体からの要望についてでありますが、令和６年４月に、今後、主催団体が実施する講演会につきましては公的施設の利用を制限すべきと、市民団体から文書による申入れがあったところでございます。

公の施設の利用について、地方自治法では、指定管理者を含む地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならず、また、住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないとされており、さらに、各施設の設置条例においては、公序良俗に違反する場合といった利用を不承認とする基準を定めていることから、当該要望に対し、道といたしましては、こうした規定に照らして、個々の申請ごとに適切に判断すべきものと考えている旨、回答したところでございます。

○石川さわ子委員　今、答弁を伺いました。地方自治法や施設の設置条例に照らして対応したということであります。

この要望に対するアイヌ政策課の回答では、アイヌの人々に対する偏見や差別の相談があった場合は、国の人権擁護機関等を速やかに御案内するというふうに記載をされておりました。確かに、そういう役割分担はあると思いますが、御案内をしても、根本的な差別はなくならないと思います。

幼少期からの教育や人権啓発は確かに大事ですが、それだけでは現在問題となっている公共施設や空間での差別の扇動行為はなくならず、アイヌの人々の尊厳が傷つけられ続けていることは、早期に対策を講ずるべき大変大きな問題だというふうに強く思います。

そこで、次に、札幌市のガイドライン作成の動きに関わって質問をいたします。

札幌市は、公共施設の使用承認の基準やガイドライン等の策定を議論する第三者機関を立ち上げ、議論を始めております。こうした札幌市のガイドライン作成に向けた動きについて、道はどのように認識をしているのか、伺います。

○諸岡アイヌ政策課長　札幌市の対応についてでありますが、札幌市においては、今後の施設の使用承認の在り方に係るガイドライン等の策定に向け、学識経験者と弁護士の５名が専門的かつ客観的な見地から検討を行う第三者委員会を、札幌市アイヌ施策推進委員会の専門部会として設

置し、その中で具体的な検討が進められているものと承知しております。

○石川さわ子委員　そういう御認識だということを伺った上で、さらに伺いますが、道有施設でのヘイトスピーチに係るガイドラインについてのお考えを聞いていきたいと思います。

北海道において、本来の道有施設の管理者として、道有施設の中でアイヌ民族の尊厳を傷つける展示などのヘイトスピーチが行われることがないように、ガイドラインのような考え方を示すべきと考えますが、所見を伺います。

○諸岡アイヌ政策課長　公の施設の利用についてでありますが、道におきましては、地方自治法の規定を踏まえ、各施設の設置条例において公序良俗に違反する場合といった利用を不承認とする基準を定めており、特定の行為がこの基準に該当するか否かは、それぞれの事案に応じて個別具体に判断しているところであります。

○石川さわ子委員　ただいまの答弁は、市民団体が道有施設を主催者に会場として貸さないでほしいといった要望書に対する回答とほぼ同じで、大変素っ気ないものでありました。アイヌのルーツを持つ方々が多く住んでいるこの北海道だからこそ、私たち和人側が解決をしていくべき問題だというふうに思います。先住民族であるアイヌ民族が尊厳を傷つけられている、こうした痛みに対し、北海道が行政としてどう向き合い、解決していくのか、私はその本気度が今問われているというふうに思いますので、そのことは考えていただきたいと思います。

次に、アイヌ政策推進会議における知事の役割について伺います。

政府が設置をした有識者会議であるアイヌ政策推進会議について、知事が委員として参加をしておりますが、知事の役割について伺います。

○諸岡アイヌ政策課長　アイヌ政策推進会議についてでありますが、アイヌ政策推進会議は、国が、アイヌの人々の意見等を踏まえ、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進することを目的に平成22年に設置したものでありまして、北海道知事は、その前身となります平成20年７月設置の「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」に引き続き、関係地方公共団体の長として参加し、国における効果的なアイヌ政策の立案、推進につなげるため、アイヌの人々や有識者とともに意見交換を行っているところであります。

○石川さわ子委員　国が設置して、北海道を代表して知事が意見を申し上げることができる会議での知事の役割というのは本当に重たいものがあると思います。そうしたところで、私は、アイヌの方々の意見をぜひとも知事に代弁していただきたいという思いでおりますが、アイヌ施策推進法の見直しに係るアイヌの方々の意見について伺っていきます。

2019年５月に施行されましたアイヌ施策推進法の見直しについて、北海道に住むアイヌの方々の意見を内閣官房職員が聴取をしたと聞いております。民族差別への実効性のある対策や、先住民族としての権利の回復など、法の見直しを求める意見があったと承知をしておりますが、知事はそうした意見内容をどう受け止めておられたのか、また、国の推進会議において知事はどのように発言されたのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　アイヌ政策推進局長阿部真理さん。

○阿部アイヌ政策推進局長　アイヌの方々の御意見についてでございますが、国が、アイヌ施策推進法の施行５年後の検討に向け、道内各地や東京におきまして、令和６年９月から計20回開催した意見交換会では、文化振興や生活支援など様々な御意見、御要望があった中、依然としてアイヌを理解していない人が多い、ＳＮＳによる誹謗中傷が増加している、差別的言動に対する罰則規定の制定が必要などの意見もあり、今もなおアイヌの方々に対する理解が十分ではないものと考えております。

アイヌ政策推進会議におきましては、こうしたことも踏まえ、アイヌの方々のお気持ちに寄り添うという観点での情報発信の充実が必要との認識の下、知事からは、アイヌの方々に対する、いわれのない差別や偏見の解消に向けて、国として、アイヌ民族に関する正しい情報や、アイヌ政策に取り組んでいる姿を広く発信するなど、理解促進の取組の強化について効果的な啓発活動等の検討を求めたところでございます。

○石川さわ子委員　知事がどのような発言をされたのかということの答弁でありましたが、知事が、アイヌ政策推進会議で、アイヌ民族への差別や偏見の解消に向け、国が情報発信し、効果的な啓発活動等の検討を国に求めたということでありました。

また、アイヌの方々に対する理解が十分ではないと考えると今答弁がありましたが、私は、北海道においても、もう一歩、理解をしていただければというふうに思います。

アイヌ施策推進法では、施行時から、アイヌ民族は先住民族だと明記をしているにもかかわらず、先住民族であることに伴う権利が盛り込まれておりません。先住民族の権利回復に向けた国際的な流れをくんでいないという指摘も多々ありました。多くのアイヌの方々が住んでおられる北海道の知事におきましては、こうしたアイヌの方々の様々な意見を代弁していただきたいと強く感じておりまして、要望とさせていただきます。

次に、差別をなくすための具体的な取組について伺います。

アイヌ施策推進法では、アイヌ民族の差別の禁止が規定をされております。しかし、罰則などの規定がないので、差別はなかなかなくなっていない状況だと思います。

知事は、日頃より、差別はあってはならないと発言をされておりますが、差別してはいけないという啓発だけでは、なかなか差別はなくならないと感じます。

そこで、自治体においても、アイヌ政策に係る国連人権関係諸機関による勧告等に留意が求められており、多くのアイヌの方々が生活をしている北海道の知事として、差別をなくすための具体的な取組、例えば、国連の人種差別撤廃条約を基に、差別をなくすための条例を早急に策定すべきと考えますが、所見を伺います。

○鈴木仁志副委員長　環境生活部アイヌ政策監髙見里佳さん。

○髙見環境生活部アイヌ政策監　アイヌ政策に関する差別解消に向けた取組についてでございますが、アイヌであることを理由とした差別は決して許されないものであり、差別をなくしていくためには、アイヌの方々が歩まれてきた歴史や文化に関心を持っていただき、事実に基づいた正しい理解を深めていただくことが重要であります。

このため、道では、差別や偏見の解消に向け、これまで様々な媒体や機会を活用し、幼少期から成人までの教育の充実や、行政職員や教育関係者を対象とした人材の育成など、正しい理解の促進に必要な各般の取組を進めてまいりました。

さらに、本年３月に策定いたしました第２次アイヌ政策推進方策では、理解の促進を施策の基本として位置づけ、これまでの取組に加え、ＳＮＳによる誹謗中傷等への対策の項目を新たに設け、環境の変化に伴う新たな態様の差別について、より効果的な対策の推進を図ることとしておりまして、道といたしましては、今後も、あらゆる機会を通じ、アイヌの歴史や文化、差別の現状について一層の理解促進が図られるよう、国や関係機関との連携の下、教育や啓発に努めるなど、差別的な言動を許さない共生社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○石川さわ子委員　共生社会の実現に向けて取り組むということは本当に大事でありますが、共生社会といいますのは、権利が侵害されたままでは、私は実現しないというふうに思いますし、やはり、権利を奪った側が考えていかなきゃいけない問題が大きいと思います。施設を貸さないと判断できずに、アイヌの方々が痛んでいるのをずるずると放置しておくような状況は、私は、これ以上、長引かせるべきではないと思います。

道として、差別を許さない、アイヌ民族の基本的人権を保護する姿勢をもっと明らかにすべきであります。アイヌ民族に対する差別の根絶に、道として全力を尽くすべきということを強く申し上げ、この問題についても知事に伺いたく思いますので、お取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○鈴木仁志副委員長　石川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

真下紀子さん。

○真下紀子委員　私は、野生鳥獣対策について、今回質問いたします。

道は、今年度、ヒグマのヘアトラップ調査などの生息実態調査に係る予算を拡充しています。

私は、これまで、調査の精度向上を求めてきたわけですけれども、どのように取り組むのか、また、ヘアトラップ調査によってどのような効果が得られるのか、お聞きします。

○鈴木仁志副委員長　ヒグマ対策室長市川善浩君。

○市川ヒグマ対策室長　生息実態調査についてでありますが、道では、ヒグマの生息数を把握し、個体数管理の指標とするため、道総研の協力の下、捕獲個体から得られる年齢や性別などの分析調査のほか、足跡やふんなどの痕跡調査、生息密度を調べるヘアトラップ調査の結果などを組み合わせ、地域個体群ごとの生息数を推定しているところでございます。

ヘアトラップ調査については、調査適地を設定するための予備調査を踏まえ、２年間の本調査を実施することとしており、本年度は、札幌周辺と朱鞠内湖周辺での本調査を行うとともに、予備調査の実施箇所の選定に向け調整しているところでございます。

また、ヘアトラップ調査の実施により、各地域における生息密度のデータを積み重ねることで、より精度の高い生息数の推計が可能となるものでございます。

○真下紀子委員　その精度を高めるためのデータの集積が広がっていっていないのですよね。やっぱり、そこに課題があるというふうに思います。

それから、今、報道の画像などから、春先に痩せ細っていないヒグマが人里に出没している例が見受けられるわけですけれども、それしか見ていないので分からないのですけれども、ヒグマの生態として、餌の変化に関して調査などは行っているのでしょうか。

○市川ヒグマ対策室長　生態に関する調査についてでありますが、道では、道総研と連携し、市町村や狩猟者などの協力をいただきながら、捕獲個体から得られた歯や大腿骨などの試料を収集し、分析を行っているところでございます。

捕獲個体の大腿骨からは、その捕獲個体が食べてきたものの大まかな推定は可能でありますが、生態や具体な食性を推定することは難しいところでございます。

○真下紀子委員　有効な対策を取っていくために、ヒグマは餌を探して移動するわけですから、やっぱり、餌の調査というのは基本的調査として必要だというふうに私は思います。

それから、人の生活圏へのヒグマの出没原因の一つには、エゾシカの増加によってヒグマの餌の不足を指摘する声もあります。エゾシカの捕獲が十分でないために、ヒグマが人里へ出没する相関関係があるとすれば、捕獲目標の達成というのはヒグマ対策にとって大変重要となるわけです。

エゾシカの捕獲目標達成率の推移を伺うとともに、達成できない原因がどこにあって、目標達成にどのように取り組むのか、お聞きします。

○鈴木仁志副委員長　エゾシカ担当課長嶋本祐幸君。

○嶋本エゾシカ担当課長　エゾシカの捕獲目標についてでございますが、道では、エゾシカ対策推進条例に基づきまして、毎年度の捕獲目標数を定めており、過去３年間の達成率は、令和４年度が89％、５年度と６年度が共に85％となっております。

捕獲数が目標に達しなかったのは、国有林等の入林規制の影響など様々な要因が考えられますことから、道といたしましては、本年度、地域の狩猟期間の延長をはじめ、タスクフォースによる国有林等での円滑な捕獲調整など、地域の実情に即した様々な対策を効果的に組み合わせ、さらなる捕獲数の上積みに向け、これまで以上に国や市町村等との連携を図りながら、エゾシカ対策の充実強化に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　あわせて、ゾーニング管理が必要になってきています。

国のクマ被害対策パッケージを受けて、河川の樹木伐採等、効果的な対策を実施するとしております。実施対象は、河川中心となっています。予期せぬ遭遇を防ぐためには、それだけではなくて、道路脇や農地隣接地の樹木伐採の拡充も必要と考えます。どのように取り組むのか。

また、生活圏へのヒグマの出没が増加する中、道は、ゾーニングを進めるモデル事業に取り組んできましたけれども、ゾーニング実施が必要な面積は広大であります。環境生活部所管事業だけでは、対策を取ることは不可能であります。公共事業、地域事業としても、ヒグマ出没を防ぐ観点から事業の在り方を検討していくことも必要だと考えますけれども、他部局とどのように連

携をしていくのか、お聞きします。

○市川ヒグマ対策室長　ゾーニング管理などについてでありますが、道では、人とヒグマの空間的なすみ分けを行うゾーニング管理を推進しており、このうち、人の生活圏においては、ヒグマとの遭遇を防ぐため、ごみ出しルールの徹底や不要な果樹の伐採など、ヒグマを引き寄せない行動のほか、道路の周辺や人家、農地などの周辺での刈り払いなど、ヒグマが出没しにくい環境をつくることが重要であります。

このため、道といたしましては、庁内関係部局も参画するヒグマ対策推進会議や、振興局ごとに開催している地域協議会の場などを活用し、ゾーニング管理の目的や意義について共有しながら、ゾーニングに基づく防除対策を関係者が一体となって推進しているところでございます。

○真下紀子委員　樹木の刈り払いは大変有効なのですけれども、道が管理をしております中小河川の草や木が繁茂してきていますので、この点の強化を求めておきたいというふうに思います。

次に、ヒグマによる人身被害原因の最多というのが、狩猟・駆除作業中が38％となっています。2025年度でも、エゾシカの駆除作業中に２件起きているわけですね。続いて、山菜・キノコ取りが30％となっていますけれども、道は、ヒグマとの遭遇防止対策を進めているわけですが、人身被害防止の課題をどのように認識して、どのように取り組んでいくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長　人身被害の防止についてでありますが、人身被害を防止するためには、一人一人がヒグマに関する正しい知識を持つことはもとより、捕獲の際の安全を確保していくことが必要でございます。

特に、山菜取りなどで野山に入る機会が多くなり、人身被害発生のおそれが高まる時期における対策が重要でありますことから、毎年、春と秋にヒグマ注意特別期間を設定し、ＳＮＳなどを通じた普及啓発に取り組むほか、狩猟者が事故に遭うケースも多いことから、狩猟者登録を受ける方全員に、事故防止や安全対策の徹底を呼びかけていくこととしております。

本年度は、出没情報の一元化により、地域住民や来道者に情報を確認していただけるよう取り組みますほか、ドローンやＡＩを活用して問題個体の位置を把握し、捕獲従事者が安全を確保しながら捕獲活動を行えるシステムの構築を進めることとしており、こうした対策を積み重ねながら人身被害の防止に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　そうしたＩＴ活用というのも必要だと思いますし、とにかく、思わぬ遭遇をしないようにすることが大事なのですけれども、捕獲事業に取り組むハンターさんたちなどは、やはり、ヒグマに襲われる危険を伴う業務と認識をされているわけですね。反撃も受けるわけですよね。そうした危険な任務を行っています。

道は、今般、狩猟免許を持つ道職員が猟銃でヒグマを捕獲する場合、１日上限２万円を支払う危険鳥獣捕獲等作業手当を創設する条例改正案を提案しています。ガバメントハンターと呼称しているわけですけれども、実は、常勤の公務員ではなくて、実態は会計年度任用であって、処遇も非常勤の上限にとどまっているわけですよね。

猟銃を使用して捕獲に従事することは、道警察のヒグマ駆除対応プロジェクトチームの業務と

同様ではないかと考えるわけですけれども、差異はどういうことなのでしょうか。

また、これまで繰り返し見直しを求めてきた実施隊との処遇の違いというのは、どのように残っているのでしょうか。

○市川ヒグマ対策室長　ガバメントハンターについてでありますが、道が任用するガバメントハンターは、地域におけるヒグマ対応をサポートする役割を担い、出没対策に関する技術的な助言を行いますほか、人身被害の発生のおそれがある場合などには、関係者と連絡調整を行いながら、市町村の捕獲活動を支援することとしております。

一方、道警察のヒグマ駆除対応プロジェクトチームは、市街地及びその付近においてヒグマによる人身被害が生じ、または生じるおそれがある場合で、市町村長による緊急銃猟等が行われないなど、人身被害防止のために特に必要と認める場合に、追加的、緊急的な対応を行うものと承知しております。

また、ガバメントハンターは、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の実施隊と同様に公務災害の適用となりますが、実施隊の報酬などにつきましては、それぞれの自治体の実情に応じて設定されているところでございます。

○真下紀子委員　やっぱり、これは、市町村ごとというよりも、道内の標準化を図るべきだというふうに思いますので、検討を願います。

それから、参考までに、道の非常勤特別職の行政委員と比較しますと、道のガバメントハンターの処遇というのは低い水準にあるのではないかと考えます。少なくとも、ガバメントハンターと位置づけるのであれば、臨時的採用ではなく、道警察職員と同等の処遇で採用するなど、処遇改善を図っていくことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○市川ヒグマ対策室長　ガバメントハンターの処遇についてでありますが、道のガバメントハンターは、会計年度任用職員として任用を行い、その報酬等の額は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき、職務経験を踏まえて算定しており、加えまして、現在、その業務の危険性や特殊性を踏まえ、特殊勤務手当を新設する条例案を提案しているところでございます。

ガバメントハンターの在り方につきましては、現在、国において検討が進められており、道といたしましては、そうした検討状況を踏まえながら適切に対応してまいります。

○真下紀子委員　自分で訓練をしたりして能力を高めている方たちの能力にフリーライドしてはいけないと思うのですよね。やっぱり、それにちゃんと準じた専門性というのを反映した報酬にしていくことが必要だと思います。

熟練した技術を持つハンターの高齢化が進んでいるわけですけれども、北海道猟友会の会員数はどのように推移をしているのか。また、行政によるハンターの養成が求められていますけれども、猟友会に加盟していないフリーのハンターも含めた捕獲従事者の確保育成にどのように取り組んでいくのか、伺います。

○鈴木仁志副委員長　野生動物対策担当局長井戸井毅君。

○井戸井野生動物対策担当局長　捕獲従事者の確保育成などについてでありますが、北海道猟友

会の会員数は、昭和53年度の１万9699人をピークに、その後、減少し、令和２年度には5294人で最少となった後、増加傾向に転じており、本年３月末現在で5941人となっております。

道では、捕獲従事者の確保育成に向け、道内外において、幅広い層の方々に狩猟の魅力を伝えるＰＲ活動を行うとともに、狩猟免許を取得しようとする方々を対象とした出前講座やセミナーの開催、狩猟免許試験の実施回数や定員の拡大などにも取り組んできました。

また、狩猟免許の取得者に対しましては、ベテラン狩猟者による講習会や初心者向け射撃研修など、狩猟技術の向上に向けた支援を行ってきたほか、現在、中長期的な視点から、捕獲従事者の確保育成に向けた取組について有識者から御意見を伺い、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○真下紀子委員　これまで議論してきた待遇改善や対策などが少し効果を現しているのかなと思いますけれども、中長期での養成に、ぜひこれからも力を入れていただきたいと思います。

農林業現場における熊スプレーの導入などは、鳥獣被害防止総合対策交付金などによる支援対象となっています。一方で、学校周辺に出没情報があった場合、学校の登下校時の対策は、保護者と教員、学校に任されているわけです。学校の送迎ボランティア活動には、熊鈴や熊ベル、ホイッスルなどの支援にとどまっておりまして、私のところに、教員は丸腰で不安だという声が寄せられました。

児童生徒送迎の帰路は、教員が一人となったり、それから、季節と時間帯によっては暗くなりますし、ヒグマの活動時間と重なる場合もあります。国は、交付金活用に柔軟な対応を求めています。ですから、ヒグマ出没情報が出ているときの学校送迎時にも、熊スプレーは遭遇被害防止備品として支援対象となるのか、これを確認したいと思います。

また、対象となる場合は、そうしたことを広く周知すべきと考えますけれども、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○市川ヒグマ対策室長　熊スプレーについてでありますが、道では、道のヒグマ対策事業補助金において市町村が実施する捕獲や被害防除への支援を行っており、学校送迎時の使用を含めた、市町村が購入するスプレーの費用につきましては、その対象としているところでございます。

道といたしましては、補助金の支援内容などについて、引き続き、市町村への事業説明会での周知のほか、振興局からも丁寧な説明に努めてまいります。

○真下紀子委員　せっかく使えるのに、周知不足で、なかなかそれが学校に伝わっていなかったようなので、ぜひ強く周知をしていただきたいと思います。

最後に、北海道の野生動物は、捕獲管理をしながら共存を目指す生物と、撲滅を目指さなければならない外来生物など、対応が違ってきています。これまでも質問してきたわけですけれども、北海道の豊かな自然環境を守るために、こうした違いに対する理解も得ながら保護管理を進めなければならないと考えます。

野生鳥獣対策を分かりやすく広報しなければ、誤解を生じてしまって、過剰な批判にさらされ

ることになってしまいます。共存を目指す野生鳥獣や撲滅を目指す外来種の政策の考え方の違いなどをどう伝え、鳥獣管理を進めていくのか、部長に見解を伺って、質問を終わります。

○鈴木仁志副委員長　環境生活部長天野紀幸君。

○天野環境生活部長　野生鳥獣対策についてでございますが、ヒグマは、国内では北海道のみに生息する日本最大の陸上哺乳類で、北海道の豊かな自然を象徴する野生動物であります。道のヒグマ管理計画では、あつれきを軽減しながら、地域個体群の存続を図っていくこととしてございます。

一方で、国外から持ち込まれる外来生物は、在来種の捕食などにより生態系を攪乱することとなり、例えば、アライグマやウチダザリガニは特定外来生物に指定され、定着の防止や根絶を目的とされているところでございます。

道といたしましては、こうした野生鳥獣対策の目的や必要性などについて、これまで、ＳＮＳなどを活用した情報発信のほか、道内各地におけるパネル展の開催、さらには、若年層を対象とした学習機会の提供などを行ってきたところであり、引き続き、様々な機会を通じて、幅広い層の方々に意識の向上や理解の醸成を図りながら、総合的な野生鳥獣対策に取り組んでまいります。

○真下紀子委員　終わります。

○鈴木仁志副委員長　真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、環境生活部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後２時38分休憩

午後　３　時　開議

○植村真美委員長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔栂尾主査朗読〕

１．議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、林祐作議員の委員辞任を許可し、清水拓也議員を委員に補充選任し、第１分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

１．総合政策部所管審査

○植村真美委員長　これより総合政策部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

鶴羽芳代子君。

○鶴羽芳代子委員　では、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず、道政情報の発信についてです。

近年、情報通信技術の進歩により、スマートフォンの普及率は個人で約８割、ソーシャルメディアの利用者も若年層を中心に同じく約８割に達するなど、社会基盤としてのデジタル領域は着実に拡大しています。

こうした中、道と道民のコミュニケーションを取り巻く環境も大きく変化してきており、例えば、道民が道政情報に触れる機会も、従来の広報紙やホームページだけではなく、ＳＮＳや動画も一般的になってきています。特に若い世代を中心に、短時間で分かりやすく情報を伝える動画の重要性が高まっており、民間企業だけではなく、国や自治体においても動画を活用した情報発信に力を入れる動きが広まっています。こうした動きを踏まえて、必要な情報を必要とする人に確実に届けることが重要であり、時代に即した広報手段の充実が求められますが、道の広報活動等について、以下、伺います。

まず、若い世代を中心に情報取得の手段が大きく変化する中、従来の媒体では情報が届きにくい若年層に道政情報を届け、道政への理解や関心を高めていただくためにも、ＳＮＳの活用はこれまで以上に重要であると考えます。

そこで、道として、どのようにＳＮＳの活用に取り組んでいるのか、伺います。

○植村真美委員長　広報担当課長遠藤一也君。

○遠藤広報担当課長　ＳＮＳを活用した広報についてでございますが、ＳＮＳは、若い世代をはじめ、幅広い世代に利用が拡大しており、直接かつタイムリーに情報発信ができる特性を有することから、道では、Ｘやフェイスブック、ユーチューブ、インスタグラム、ＬＩＮＥなど、各種ＳＮＳの特性を生かした情報発信を行っております。

具体的には、Ｘでは、即時性を生かした防災やイベント情報などの発信、フェイスブックでは、知事行事を通じた道政情報の発信、ユーチューブやインスタグラムでは、若年層に向け、道の施策や地域の魅力を伝える動画の配信を行ってきております。

さらには、今月から新たに北海道ＬＩＮＥ公式アカウントを開設し、道民の皆様の関心が高い情報を厳選して配信しているところでございます。

○鶴羽芳代子委員　道のホームページを見ますと、非常に多くの施策が掲載されているのですけれども、道民にとって必要な情報にすぐにたどり着きにくいのではないかと感じます。道政情報に簡単にアクセスできる入り口が必要ではないでしょうか。

こうした中で、本年６月１日に新たにＬＩＮＥ公式アカウントを開設したとのことですが、道が公式ＬＩＮＥを開設した目的と、今後どのような活用を図っていく考えなのか、伺います。

○遠藤広報担当課長　ＬＩＮＥの活用についてでございますが、スマートフォンを通じて多くの道民の皆様が必要とする道政情報に簡単にアクセスできるよう、日常的に利用され、高い普及率を有しているＬＩＮＥを道政情報の入り口として活用することとし、今月、公式アカウントを開設したところでございます。

道の公式アカウントでは、道民生活応援ポイント給付事業やヒグマ、防災情報、子育て関連情報、道立高等学校入学者選抜情報など、道民の皆様の関心が高く、アクセス数の多いホームページ等や道内約８割の市町村ＬＩＮＥ公式アカウントへ直接つながる機能を搭載し、利用される方の利便性を高めたところでございます。

道公式アカウント開設後、約１か月の間に１万名以上の方に御登録をいただいたところであり、今後とも、道民の皆様の興味や関心に応じた道政情報やイベント情報などを効果的に発信する媒体として活用していく考えでございます。

○鶴羽芳代子委員　今朝、私も登録しました。ホームページの画面をワンクリックするだけで本当に簡単で、あっという間で、便利で驚いたのですけれども、今月いっぱい、どさんこプラザの厳選ギフトセットをプレゼントということで、明日までありますので、１か月で１万名以上ですから、もっともっと増えるのじゃないかと期待をしています。

また、最近では、ユーチューブやインスタグラムなどの動画発信媒体が広く浸透し、多くの人がスマートフォンを通じて日常的に動画から様々な情報を得るようになっています。また、行政情報や観光情報などを動画で発信する自治体も増えてきています。

道においても、これまで以上に動画を活用した情報発信に力を入れていく必要があると思いますが、道の取組を伺います。

○遠藤広報担当課長　動画を活用した広報についてでございますが、動画は、複雑な情報などを視覚的に分かりやすく伝えることができる情報発信手段であり、若い世代への訴求力が高い媒体であることから、これまでも、道では、ユーチューブに年間約300本、インスタグラムに開設からの１年間で約70本の動画を投稿するなど、積極的な動画配信に取り組んでまいりました。

今年度からは、道の職員が、重要施策や地域の魅力を短時間で分かりやすく伝えるため、親しみやすい演出や柔らかい表現などを取り入れ、スマホでの視聴を想定したショート動画を作成、発信する取組を開始したところでございます。

今後とも、視聴者の関心や視聴傾向なども踏まえながら、より見やすく、伝わりやすい動画コンテンツの充実を図るとともに、今月、本庁各部局や振興局の広報担当職員など約100名が参加する研修会を実施したところであり、こうした研修会などを通じて職員の動画作成スキルの向上などにも取り組みながら、動画を活用した道政情報の効果的な発信に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　呼びかけての研修だと思うのですけれども、100名が参加というのはすばらしいと思います。やはり、スキルがある人に負担が集中するのではなく、たくさんの職員の方ができるようになるということで、これからも引き続き続けていただきたいと思います。

次に、インターネットやＳＮＳによる情報発信は、手軽である一方で、ネット上を行き交う情報が爆発的に増加しており、道が届けたい情報が道民に選ばれず、知ってほしい人に届かないということも起こり得ます。ネット全盛の時代ではありますが、ネットやデジタルを使いこなせず、必要な情報を入手できない、いわゆる情報弱者の方々への配慮も欠かしてはならないと考えます。

こうした方々に向けて道が発信する情報を確実に届けるためには、紙媒体などのアナログ媒体も有効に活用していくべきと考えますが、見解を伺います。

○遠藤広報担当課長　アナログ媒体の活用についてでございますが、インターネットやＳＮＳの急速な普及に伴い、広報を取り巻く環境が大きく変化する中にあっても、インターネットなどを利用されない方々に対して、広報紙をはじめとする、いわゆるアナログ系広報媒体を活用しながら必要な情報を確実にお届けすることは重要と考えております。

このため、道では、年６回、広報紙「ほっかいどう」を新聞折り込み等により全道に各戸配付するほか、道政広報番組や新聞紙面を活用した情報発信を行うなど、道民の皆様が求める情報を適切なタイミングでお届けできるよう努めているところでございます。

今後とも、道民の皆様の多様なニーズを的確に捉え、広報紙の特集を短くまとめたダイジェスト動画を公式ＳＮＳで発信するなど、アナログ媒体とデジタル媒体の連携による広報も強化しつつ、それぞれの特性を生かした情報発信に努めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　情報媒体の多様化が進む中、広報は、単なる情報発信を目的とするものではなく、道民の道政への理解や関心を高めるための重要なコミュニケーション手段であることは言うまでもありません。

最後に、今後の広報活動をどのような考え方の下で取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　知事室次長箭本充君。

○箭本知事室次長　今後の取組などについてでございますけれども、情報の入手手段が多様化する中、道では、幅広い世代の方々に道政への理解と関心を深めていただけるよう、年齢層に応じ、ＸやＬＩＮＥをはじめとするＳＮＳや、広報紙や広報番組など、それぞれの媒体の特性を生かしながら効果的な情報発信に努めてきたところでございます。

今後とも、より多くの皆様に道政情報に関心を持っていただけるよう、親しみやすい演出や柔らかい表現を取り入れた動画コンテンツの充実など、発信内容の一層の強化を図るとともに、アナログ広報媒体の価値も大切にしつつ、生成ＡＩの活用など、新たなメディア環境や情報発信手段の動向について把握をし、その有効性を見極めながら柔軟に広報媒体として取り入れることも検討してまいります。

また、専門家の知見を生かした研修などを通じて、各部局における広報担当職員などの発信力や企画力の向上に努めながら、道政を身近に感じていただけるよう、多様な道民の皆様の暮らしに関わる大切な情報を的確かつ分かりやすくお届けし、理解促進につながる広報活動を積極的に展開してまいります。

○鶴羽芳代子委員　今回、ＬＩＮＥに登録して感じたのですけれども、自分から情報をわざわざ探さなくても届けてくれるということは本当に安心できると思います。例えば、防災情報であったり、困ったときに相談できる、そんな信頼ある広報というものをこれからも続けていっていただきたいなというふうに願います。

次に、地域おこし協力隊についてであります。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等へ生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、ＰＲ、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、地域への定住、定着を図る制度であります。人口減少や担い手不足が深刻化する本道において、協力隊は、単なる外部人材の確保にとどまらず、地域に新たな視点や人のつながりをもたらす地方創生の重要な担い手であると考えます。

こうした中、本年、北海道地域おこし協力隊ネットワークが一般社団法人として新たな体制となり、隊員同士のつながりや支援体制の強化に向けた動きが進んでいます。そこで、以下、数点伺います。

まず、地域おこし協力隊について、国では、令和８年度までに隊員数を１万人とする目標を掲げるとともに、今年度から、一定の要件下において任期を最大５年に延長するなど、制度の充実を図りながら、隊員数の増加に取り組んでおります。こうした中、本道における地域おこし協力隊の活用状況を伺うとともに、地域が抱える課題についてどのように認識しているのか、伺います。

○植村真美委員長　官民連携推進局参事沼舘靖展君。

○沼舘官民連携推進局参事　地域おこし協力隊の活用状況などについてでありますが、全道の地域おこし協力隊の隊員数は、直近の令和７年度の状況を見ると、隊員数1374名、活用市町村数は166市町村であり、いずれも14年連続で全国最多となっております。

一方で、道が昨年７月に実施したアンケート調査では、６割以上の市町村が、今後、隊員を増やしたい意向を示しておりますが、一部の市町村からは、隊員を募集しても応募がない、隊員の思いと実際の活動とのミスマッチがある、効果的な募集ＰＲの実施方法が分からないなどの課題が寄せられているところです。

また、任期中の隊員からは、任期終了後の進路や起業についての課題が寄せられております。

○鶴羽芳代子委員　ホームページに出しています令和７年度の実績を拝見しますと、確かに差があって、今お話しいただいた166市町村が活用ということは、13の自治体が活用ゼロということになります。また、多くの自治体が１人から２人という中で、別海町で74名、東川町で65名、沼田町や美唄市でも30人以上と、やはり、差があるということも課題なのだと感じています。

また、道のホームページでは、全国１位の隊員数を誇る北海道において、地域をまたいでノウハウや情報を共有し、隊員活動のさらなる充実に向けて連携強化を図るため、北海道地域おこし協力隊ネットワークが発足したとされています。このたび、一般社団法人として体制が整ったことにより、隊員同士の交流や相談、研修、経験者との連携など、より効果的な活動が期待されます。

このネットワークを法人化した経緯と本道の地方創生にどのような効果を期待しているのか、伺います。

○沼舘官民連携推進局参事　北海道地域おこし協力隊ネットワークの法人化についてでありますが、このネットワークは、令和５年６月に道が主体となり設立し、これまで、ＳＮＳを通じた情

報交換や隊員間の交流機会の創出に取り組んできたところでございます。

こうした中、令和７年度に、今後の協力隊支援の在り方を協力隊経験者が主導して検討を行い、議論を重ねた結果、隊員間の連携や支援体制の強化に向けて法人化が必要と判断し、令和８年２月の設立に至りました。

今後は、協力隊向けの研修会等の企画運営や相談対応などの隊員支援活動を、協力隊経験者などで構成するネットワークが中心となり行うことで、より効果的な支援を可能とし、さらなる隊員活動の充実や定住促進による地域活性化につながることを期待しております。

○鶴羽芳代子委員　総務省の推進要綱では、自治体は、隊員が円滑に活動できるよう、活動の全体をコーディネートし、必要な研修や地域との交流機会を確保すること、また、問題が生じた場合には、関係者間で共有し、調整に努めることとされています。

特に本道は、地域が広域に分散しており、隊員が孤立せず、活動の悩みや成功事例を共有できる仕組みが必要であります。また、任期中の活動だけではなく、任期終了後に地域へ定住し、起業や事業継承、地域産業の担い手として活躍していくことが重要です。

道は、北海道地域おこし協力隊ネットワークと連携し、隊員や受入れ市町村に対して、隊員の任期中や任期後の定住に向け、どのような支援を行っているのか、伺います。

○沼舘官民連携推進局参事　隊員や市町村に対する支援についてでありますが、道では、これまでも、自治体職員への研修や、全道の隊員を対象として隊員間の連携強化や情報共有に向けた全道ミーティングを実施しております。

今年度は、ネットワークと連携しながら、隊員の募集や活動支援など、市町村を対象としたテーマ別の説明会を、オンラインのほか、道内４か所で10回にわたり実施いたします。

また、隊員に向けては、初心者向けの研修会や起業に向けたセミナーなど、段階別に丁寧な支援を行うとともに、任期終了後の起業や活動を後押しするため、商談会への出展支援に加え、札幌地下歩行空間やエスコンフィールド北海道において、開発した商品の販路拡大を行う場を引き続き提供するなど、隊員が円滑に活動できるよう寄り添った支援を行ってまいります。

○鶴羽芳代子委員　地域おこし協力隊は、地域の人手不足を補うだけの制度ではなく、外からの視点を生かし、地域資源を掘り起こし、関係人口の創出や定住促進、さらには、地域産業の担い手づくりにもつながる地方創生の重要な施策であります。北海道地域おこし協力隊ネットワークが一般社団法人として新たな体制となった今こそ、道がこの動きを後押しし、隊員、市町村、地域、企業、大学などをつなぎながら、全道的な支援の仕組みを強化していくことが必要と考えます。

外国人の協力隊も増加しており、今後は、こうした方々への支援も必要となってきますが、北海道地域おこし協力隊ネットワークの法人化を契機として、協力隊の力を本道の地方創生にどのように生かし、道としてどのように支援を進めていく考えなのか、所見を伺います。

○植村真美委員長　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○中村総合政策部長兼地域振興監　今後の対応についてでございますが、人口減少が進行し、地

域社会や経済の縮小が懸念される中、地域おこし協力隊の方々は、様々な地域課題の解決や地域活性化の貴重な担い手となっております。

道では、これまで、ポータルサイトによる隊員募集の一元的な情報発信に加え、隊員や市町村からの相談にワンストップで対応する体制の整備、段階別の研修や起業・就業セミナーの開催など、募集から定住までの支援に取り組んできたところでございます。

また、今後は、こうした取組に加え、道内で増加している外国人協力隊が抱える課題やニーズの把握などを行いながら、活動しやすい環境整備を進める考えでございます。

今年度からは、協力隊ネットワークが法人化され、ネットワークを中心に多様な主体を結びつけることで、よりきめ細かな支援につながることが期待されます。

道といたしましては、引き続き、ネットワークと連携を図りながら、より多くの方々に隊員として本道に来ていただき、任期終了後も地域に定住していただけるよう積極的に支援してまいります。

○鶴羽芳代子委員　北広島市の協力隊は２人いて、１人は台湾の方です。昨日は、半日、台湾フェアが行われて、台湾の文化や食を多くの市民が楽しみました。そんな恩恵がある一方で、やはり、文化の違いと、市の職員と一緒になっていろいろ進めるためのコミュニケーションも大きな課題となっていると伺っています。こういった支援がこれから必要になってくると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次は、インドです。

道内自治体とインドの自治体の姉妹都市提携などはありませんが、道内に在住しているインド人は、2005年６月末現在で1703人、特に日高管内では、軽種馬育成に従事するインド人就労者が増加して、その1703人のうち1103人、65％が日高管内に在住しているとのことです。

今、インドとの人材交流が進んでいます。本年２月の第１回定例会の代表質問において、我が会派同僚議員がインドとの交流の取組について質問したところ、道からは、現地の大学との人材育成や交流の拡大に向け、新たな覚書の早期締結に向けて調整を進める旨の答弁がありました。

こうした中、先日、北海道とインド工科大学ボンベイ校との間で、人材交流に関する覚書が、日印友好北海道議会議員連盟の冨原会長の同席の下、締結されたと承知しておりますが、その内容について伺います。

○植村真美委員長　外国人材担当課長山本英司君。

○山本外国人材担当課長　覚書の内容についてでございますが、本道が集積を目指す半導体やデジタル関連産業などの分野を中心に、高度人材の輩出を続けるインドとの交流を進めていくことは、北海道の持続的発展に向け重要な取組と認識してございます。

このため、道では、これまで、インドからの高度人材の獲得に向けまして、現地訪問などを通じてインド工科大学ボンベイ校との関係構築に取り組んできたところであり、今般、覚書の締結に至ったものでございます。

覚書におきましては、ボンベイ校の学生を対象に、双方が協力して、道内企業への就職に関す

るイベントの開催や、日本の文化、習慣や北海道を学ぶ機会の提供、道内企業でのインターンシップのマッチング支援を行いますほか、来道した学生が安全、安心に暮らし活躍できるよう、道において就労・生活環境づくりや日本人住民との交流を支援することなどを連携事項として示しております。

○鶴羽芳代子委員　北海道と世界トップレベルの理工系大学との覚書は、北海道がアジアの高度人材拠点となる可能性も秘めているのではないかなというふうに感じます。国もインドとの連携を重視して、経産省は、日本とインドの高度人材交流を大幅に拡大する方針を掲げ、５年間で50万人以上の交流という目標も掲げていると伺っています。今回の覚書の締結を契機として、インドと北海道との人材交流の拡大が期待されるところであります。

一方で、現時点では、スタートラインに立ったばかりであり、今後、実効あるものにしていくことが重要です。覚書に示す連携事項について、どのような取組を進めていく考えなのか、伺います。

○植村真美委員長　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○大矢総合政策部グローバル戦略推進監　今後の取組についてでありますが、このたびの覚書締結を踏まえまして、まずは、既に道内で活躍しているインド工科大学の卒業生の状況等を紹介するセミナーを開催し、ボンベイ校の学生の採用やインターンシップの受入れについて道内企業の方々に理解を深めていただきますとともに、今後は、セミナー参加企業をはじめ、採用に前向きな企業の方々の意向も踏まえつつ、道と大学が協力し、現地において学生と道内企業との交流会を企画するなどいたしまして、本道の優位性や就労環境など、北海道で働き暮らす魅力を発信するとともに、学生の関心事項やニーズの把握に努めながら、受入れ環境の充実を図っていく考えであります。

このたびの覚書に基づき、道としてこうした取組を着実に進めることによりまして、道内企業が必要とする高度人材の確保につなげてまいります。

○鶴羽芳代子委員　次に、地方創生についてです。

国勢調査の速報結果や合計特殊出生率の低迷など、本年は、人口減少に関連する重要なデータが相次いで公表されております。

本道では、人口減少が一段と進むとともに、札幌圏への人口の偏在、若者や女性の道外流出、さらには、市町村の行政体制の確保など、地域の将来に関わる課題が改めて明らかになっているものと受け止めております。人口減少対策は、自然減や社会減を抑える取組に加え、人口減少社会の中でも地域で安心して暮らし続けられる仕組みをつくることが重要であります。そこで、以下、数点伺います。

令和７年国勢調査の速報では、本道の人口は、減少数、減少率ともに過去最大となり、札幌市も人口減少となるなど、人口減少に歯止めがかからない厳しい状況が示されました。こうした本道の人口減少の現状をどのように受け止めているのか、伺います。

○植村真美委員長　地域創生推進室長岡田茂也君。

○岡田地域創生推進室長　人口減少の現状認識についてでありますが、先月公表されました令和７年国勢調査の速報では、一部の市町村で人口の増加や減少の緩和が見られますものの、北海道全体としましては、昭和30年以来、70年ぶりに500万人を下回り、全国も同様でありますが、減少数、減少率とも過去最大となったものであります。

また、調査開始以来、初めて札幌市の人口が減少となり、本道全体の世帯数も減少に転じましたほか、他の調査結果におきましても、合計特殊出生率の低下や出生数の減少、若年層や女性の転出超過が続いていることなどを踏まえますと、今後も長期的に人口減少が続いていくことが見込まれ、依然として厳しい状況にあるものと認識してございます。

○鶴羽芳代子委員　若者や女性の人口流出は、働く世代の減少に加え、将来的な少子化や地域経済の縮小にもつながるなど、本道の将来に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

道では、これまでも、人口流出の要因分析を進めてきたものと承知しておりますが、社会情勢や若い世代の価値観は変化しており、分析内容も不断に更新していく必要があります。

道は、今年度、若者や女性の人口流出の要因把握をどのように進め、今後の対策にどのように生かしていく考えなのか、伺います。

○岡田地域創生推進室長　若者や女性の転出についてでありますが、国勢調査や人口動態などに関する統計調査のほか、道が行いましたアンケート調査の結果などから、本道におきましては、進学や就職を主な理由としまして、若年層を中心に東京圏などの道外への転出超過が続き、その割合は女性が高い状況にあると認識してございます。

このため、道では、昨年度の総合戦略改訂に合わせまして、道内の大学生や地域おこし協力隊の方々から、若年層の道内定着に向け必要な取組などについて御意見を伺い、例えば、学生に地域の魅力が届いていないといった声を踏まえまして、より地域の魅力を知っていただけるよう、大学と市町村の連携によります学生のフィールドワーク促進など、総合戦略や関連施策に反映させたところです。

今年度も、大学生から直接お話を伺うほか、アンケート調査も継続的に実施するなど、引き続き、若年層の意識を的確、丁寧に把握し、今後公表されます国勢調査の詳細データや関連する統計データと併せて分析を深めながら、実効性ある施策を推進してまいります。

○鶴羽芳代子委員　ただいまの答弁を踏まえますと、若者や女性の意識を継続的に把握し、それを具体の対策に反映していくことは大きな意義があると考えます。ぜひ、成果につながる取組となるよう進めていただきたいと思います。

次に、今後、中長期的に人口減少が避けられない中で、道外からの移住を促進するとともに、北海道に継続的に関わる関係人口を増やしていくことは、地域の活力を維持する上で重要であります。

一方で、移住や関係人口の拡大を一過性の取組に終わらせず、地域との継続的な関わりや将来的な定住につなげていく視点も必要であります。

道は、人口減少対策として、移住・交流施策や関係人口施策に今後どのように取り組んでいく

考えなのか、伺います。

○植村真美委員長　移住交流担当課長今田美幸君。

○今田移住交流担当課長　移住・交流施策の推進等についてでございますが、これまで、道では、首都圏での相談窓口の設置や道外でのイベントの開催、北海道型ワーケーションの推進等、移住、定住の促進や関係人口の拡大に向け、様々な施策を進めており、令和６年度における北海道全体の移住相談件数は１万8813件と過去最高を記録したところでございますが、本道におきまして依然として人口減少が急速に進む中、さらなる取組を進めることが必要でございます。

このため、本年度は、本道への移住に関する情報を提供するＡＩチャットボットを導入し、時間や場所を問わず、気軽に問合せができる環境を整備することとしておりますほか、道内市町村等と連携し、関係人口の量的拡大、質的向上を目指すふるさと住民登録制度のモデル事業に取り組んでいるところであり、今後とも、市町村や関係団体の皆様と一体となって、本道への人の流れを創出、拡大する取組をより一層進めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　この移住促進のホームページなのですけれども、「ＤＯＯＲＳ．ｈｏｋｋａｉｄｏ」は、感想なのですが、本当にセンスがよくて、情報が充実しているなというふうに感じたのですけれども、これからぜひお願いしたいのは、全道規模の移住者の方々のネットワークの構築にも力を入れていただきたいと思います。

例えば、移住者自身が地域の魅力を発信する担い手となる仕組みですとか、年に一度、移住者が集うサミットのようなものとか、希望があれば積極的な方には移住アンバサダーのような形で相談役となっていただくとか、いろんな取組がこれから必要になってくると思いますので、ぜひ力を入れて盛り上げていただきたいと思います。

次に、人口減少対策を進める上では、住民に最も身近な市町村が必要な行政サービスを安定的に提供できる体制を確保することが重要であります。

しかし、人口減少や少子・高齢化が進む中、道内市町村では、人材不足が深刻化しており、行政サービスの維持が喫緊の課題となっています。今後は、市町村間の広域連携や道による専門的な助言、人材確保に向けた取組などを一層進めていく必要があると考えます。

道は、市町村の行政体制を確保していくため、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

○植村真美委員長　地域行政局長藤原和道君。

○藤原地域行政局長　市町村への支援についてでございますが、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、人材不足が深刻化する中、住民に最も身近な市町村が、地域課題に的確に対応し、行政サービスを提供していくためには、限られた資源を地域内で最大限に生かすための取組が必要であります。

このため、道では、市町村単体では対応が難しい課題につきまして、事務の共通化やシステムの共同調達等の取組をコーディネートし、業務のＤＸ化や広域連携などの取組を一元的かつ能動的に支援する体制を強化したところでございます。

今後、市長会や町村会、経済団体などとの連携の下、市町村間の橋渡しはもとより、企業とのマッチングも行うための官民一体となったネットワークを構築し、広域分散型で多様な地域特性を有する本道の実情を踏まえました広域連携や官民協働に向けた取組の促進と、本庁と振興局が一体となって、より多くの地域への展開を目指し、市町村の持続可能な行財政運営の確保に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○鶴羽芳代子委員　次に、今月24日に開催された経済財政諮問会議・日本成長戦略会議合同会議では、戦略17分野における官民投資や地域未来戦略の政策パッケージについて議論が行われました。

人口減少が進む本道において、地域に仕事と所得を生み出す産業政策を進めることが重要です。道として、国が進める地域未来戦略を本道の地方創生や地域経済の活性化にどのように生かしていく考えなのか、伺います。

○植村真美委員長　地域創生局長笹森穣君。

○笹森地域創生局長　地域未来戦略についてでありますが、このたび国から示された戦略案では、その目標として、47都道府県どこにいても安全に生活することや、必要な医療、福祉、質の高い教育を受けることができ、働く場所がある姿を実現するため、強い地域経済の構築が不可欠としております。

道といたしましては、こうした国の考え方なども踏まえ、これまでの地方創生で進めてきた取組とともに、地域未来戦略に基づく産業クラスターの形成等による、エネルギー、デジタル、食といった本道の強みを生かした産業振興と人材の集積を図り、未来への投資の効果を全道に広げることにより、本道の持続的な発展につなげてまいります。

○鶴羽芳代子委員　本道の人口減少は、市町村の行財政運営や地域経済の持続性、さらには、道民生活を支える基盤にも大きな影響を及ぼすものであり、まさに待ったなしの状況にあります。

これまで伺ってきたとおり、人口減少対策を進めるためには、若者や女性の定着、移住、交流や関係人口の拡大、市町村の行政体制の確保に加え、国の新たな政策動向も的確に捉えながら、本道の地域経済の活性化につなげていく視点が重要であります。

道は、こうした課題を踏まえ、第３期北海道創生総合戦略に基づく今後の人口減少対策をどのように進めていく考えなのか、伺います。

○中村総合政策部長兼地域振興監　人口減少への対応についてでございますが、本道においては、今後も長期的に人口減少が見込まれ、経済や暮らし、行政などの地域を支える機能の維持がさらに大きな課題となる中、道内各地の持続的な発展を確かなものにしていくためには、こうした厳しい状況に正面から向き合い、実効性ある取組を着実に進めていくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、人口減少の緩和と人口減少社会への適応の二つの観点の下、道内への人材の定着や呼び戻しに向けた取組を一層強化するなど、若者や女性に選ばれる地域づ

くりに取り組むほか、ＧＸとＡＩ・ＤＸ関連政策の一体的な展開により、将来の成長につながる分野に政策資源を投入していくとともに、持続可能な行政運営に向けた市町村間の広域連携を促進するなど、庁内関係部はもとより、国や市町村、関係機関との連携の下、将来を見据え、直面する課題に的確に対応しながら、本道の創生に向けた取組を加速してまいります。

○鶴羽芳代子委員　自治体ＤＸについてであります。

書かないワンストップ窓口や、膨大な事務作業を自動化する業務の効率化、データの活用など、自治体ＤＸの取組は、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル社会を実現する上で果たす役割は大きく、また、各自治体が持続可能な形で行政サービスを提供していくために必要不可欠な取組ですが、各自治体がＤＸの取組を進めていく上では、まずはしっかりと推進体制を構築することが重要です。

総務省が策定した自治体ＤＸ推進計画においては、組織体制の整備、デジタル人材の確保・育成、計画的な取組に加えて、都道府県と市町村の連携による推進体制の構築の四つの取組を行うことが望ましいと明記されています。その中でも、道と市町村の連携による推進体制の構築が重要だと私は考えます。そこで、伺います。

これまで道内の自治体がＤＸの取組を進めるに当たり、道は、どのような体制を構築し、支援を行ってきたのか、伺います。

○植村真美委員長　地域デジタル担当課長萩野貴也君。

○萩野地域デジタル担当課長　これまでの道の取組についてでございますが、道では、住民サービスの向上や行政運営の高度化、効率化に向けまして、道と市町村が協力して効果的に情報システムの共同化等を推進することを目的としまして、北海道電子自治体共同運営協議会を平成16年に設立し、道が事務局を担っているところです。

本協議会には、現在、道と道内全市町村、六つの広域連合が参加をしておりまして、道内全市町村のインターネット接続に当たってのセキュリティー対策のほか、電子申請や電子調達システムなどが希望する複数の市町村において共同で構築、運用されておりまして、道は、それらの情報システムに係る仕様書の作成を含む契約事務や事業者との調整を行っております。

以上でございます。

○鶴羽芳代子委員　そのような情報システムの共同化等の取組を進めてきたことで得られた成果や見えてきた課題はどのようなものがあるか、伺います。

○萩野地域デジタル担当課長　取組による成果と課題についてでございますが、情報システムを共同で構築、運用することにより、各自治体におかれましては、高度な専門知識や経験を有する人材でなければ対応が難しい作業が減少するとともに、自治体単独で行った場合と比較しまして、コストの軽減が図られることなどが成果として挙げられます。

一方、情報システムの共同化を行うに当たっては、各団体のネットワークや既存システムとの連携など、自治体ごとに異なる課題を考慮する必要があるため、システム仕様の統一に時間や労力を要する場合がありまして、情報システムの共同構築、運用の取組だけでは解決が難しい課題

もあると認識しております。

以上です。

○鶴羽芳代子委員　それらの課題などを踏まえて、今後、道では、どのように道内自治体の自治体ＤＸの取組を支援していこうと考えているのか、伺います。

○藤原地域行政局長　今後の対応についてでございますが、自治体におけるＤＸの取組を着実に推進していくためには、団体の規模やこれまでの取組の進捗、生成ＡＩなどの新技術に対応できるデジタル人材の確保の状況などにより、地域ごとに課題も異なることから、各自治体それぞれに丁寧に向き合い、支援していくことが必要であります。

道といたしましては、今年度、自治体のＤＸ化などの取組をプッシュ型で一元的に支援するため、市町村課の体制を強化したところでありまして、協議会の場や自治体間で相談対応ができるコミュニケーションツールも活用しながら、新たに２名増員しましたデジタル人材を中心に、積極的に地域に赴き、おのおのが抱えている課題の解決に共に取り組むことにより、道内自治体ＤＸの取組を支援してまいります。

以上でございます。

○鶴羽芳代子委員　179の市町村の中で、自前でＤＸ人材、ＡＩに詳しい人材というのはなかなか難しいと思います。おっしゃったとおり、地域によって課題が違いますので、今年度から体制を強化ということで、ぜひ支援をよろしくお願いいたします。

最後に、交通政策についてです。

人口減少や少子・高齢化等に伴う運転手不足の深刻化により、バス路線等の減便や休廃止が相次ぎ、住民や観光客の方々の移動手段の確保に課題が生じており、人材不足への対応は待ったなしの状況にあります。

道として、運転手など人材確保に向け、どのように取組を進めていくのか、伺います。

○植村真美委員長　地域交通担当課長髙松正裕君。

○髙松地域交通担当課長　運転手確保に向けての対応についてでございますが、本道を取り巻く交通環境は、利用者の減少や人手不足による路線の休廃止が相次ぐなど厳しい状況と認識しており、道では、運転手確保に向けた就職相談会の実施や安定的な運行の確保に向けて、上川地域やオホーツク地域において利便増進実施計画の策定による路線の最適化などに取り組み、路線の収支率の向上や運転手の実労働時間の軽減などの効果があったところでございます。

道としては、今年度は、運転手確保に向けた取組の継続に加え、今月から交通事業者による外国人材の採用活動の伴走支援を行う事業を開始するなど、多様な人材の確保に取り組むとともに、上川地域等における利便増進実施計画の策定による路線の最適化の事例を横展開するほか、人手不足などの交通環境の変化に対応した新たな地域交通支援制度の検討を進めるなど、事業者はもとより、地域の関係者と連携の下、地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　横展開を待っている地域もたくさんあると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

バス路線等の休廃止により道内各地で交通空白が生じるなど、住民の方々の通勤通学や医療、福祉へのアクセス等に支障が生じております。こうした中、自治体においては、自家用有償運送やデマンド交通等の新たな交通モードの導入などにより、バス路線等の休廃止に何とか対応している状況にあります。

国においては、令和７年度から令和９年度までの３年間を集中対策期間と位置づけ、全国の交通空白の解消を目指すこととしており、今月には、道内を含む全国の交通空白の最新の状況が公表されたほか、改正地域交通法が公布され、輸送資源のフル活用の施策が示されたところです。

本道においても、依然として多くの交通空白地が存在しており、本道における交通空白の解消に向けた取組もより一層加速させる必要があると考えます。

道として、交通空白の解消に向け、どのように取組を進めていくのか、伺います。

○植村真美委員長　総合政策部次長兼交通政策局長清水大貴君。

○清水総合政策部次長兼交通政策局長　交通空白の解消に向けての対応についてでございますが、バス路線の休廃止等による交通空白が生じている中、自家用有償旅客運送などといった多様な交通モードの活用による交通空白の解消に取り組む必要があるとの認識の下、岩宇地域において、自家用有償旅客運送による利便性の高い交通サービスの提供に向け、利便増進実施計画の策定への助言を行い、地域の関係者による地域交通の維持確保の取組を後押しし、利用者の増加が図られているところでございます。

こうした中、先般、国土交通省が公表した調査結果によりますと、道内には87市町村、261地区の交通空白地が存在し、とりわけ、解消に向けた対応方針を今後検討すると回答した市町村が12あり、昨年度調査の18から減ってはいるものの、依然として取組が進んでいない市町村がありますことから、市町村へのヒアリングにおける人員やノウハウ面等の不足から検討を進められていないという課題も踏まえまして、こうした市町村を対象に、取組の検討などから伴走支援を行うことにより、地域における移動手段の確保に向けた課題の解決が図られるよう、地域の取組を加速させる必要があると認識しております。

さらに、このたび、改正地域交通法が公布され、国においてスクールバスなども含めた地域の輸送資源のフル活用に向けた制度が創設されたことも踏まえまして、道内の交通空白地域においてもその推進を図る必要があると認識しており、道では、北海道運輸局と連携の下、国の支援制度の周知等を実施したところであり、今後、医療、福祉、教育等の関係部局とともに、現状と課題の整理等のための会議を実施し、地域の取組を後押しするなど、輸送資源のフル活用の推進に向け取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　交通空白地が87市町村、つまり、北海道は半分が交通空白地の存在する自治体だということでございますので、しっかりと伴走支援をお願いいたします。課題解決に向けて、本当にしっかり取り組んでいく必要があると思います。

次に、運転手確保や交通空白解消の取組は重要でありますが、持続的な地域交通の実現に向けては、住民や観光客の方々にとって利便性の高い地域交通となるよう、利用実態等を把握し、利

用者のニーズに応じた最適な交通ネットワークを構築していくことも必要と考えます。

さらに、本道を取り巻く交通環境が厳しさを増す中、これまでの支援制度の枠を超えて、利便性の高い地域交通への転換や最適化などに向けた地域の取組を後押しする新たな支援を検討することが重要と考えます。

道では、３月に北海道交通政策総合指針重点戦略を策定し、地域公共交通計画に基づく交通の最適化や利便性の向上、モビリティーデータの活用、新たな地域交通支援制度の検討などの施策を掲げていますが、持続可能な地域交通の確保に向けて、今後どのように取り組むのか、伺います。

○清水総合政策部次長兼交通政策局長　今後の対応についてでございますが、持続可能な地域交通の確保に向けては、事業者と利用者の双方の目線から対応策を検討することが必要であると考えており、事業者の観点からは限りある輸送資源の有効活用、利用者の観点からは移動ニーズに応じた運行など、市町村やバス事業者などの地域の関係者が、的確に移動実態等を把握し、共有できる環境を整えることが重要であると考えております。

このため、道では、地域の関係者が主体的に最適な地域交通の在り方を検討できるよう、バスの乗降実績などの様々なデータの活用により地域交通の現状を可視化し、課題の把握や効率的な運行等の分析ができるモビリティーデータ基盤の構築を進めているところでございます。

また、こうしたデータを活用した上で、地域交通の最適化に積極的に取り組む地域を支援するとともに、最適化した路線を持続的に維持するために、運転手確保策に取り組む事業者を後押しする新たな支援制度についても検討を進めているところでございます。

道としては、引き続き、市町村等の地域の関係者からの御意見や運輸交通審議会での議論を踏まえながら、データ活用や新たな支援制度の検討を進め、持続可能な地域交通の確保に取り組んでまいります。

○鶴羽芳代子委員　お願いします。

次に、先日の我が会派同僚議員からの代表格質問に対し、知事から、今後の協議においては、これまで地域で進めてきた取組や議論を踏まえ、その延長線上で協議を進めていくことが極めて重要との答弁がありました。

抜本的改善対策の取りまとめに係る地域との協議は現時点でまだ開始されていませんが、これまでの取組の延長線上ということであれば、これまで地域と一体となって進めてきた利用促進の取組をしっかりと継続していくことが重要と考えます。

今年度の道における利用促進の具体的な取組について伺います。

○植村真美委員長　鉄道企画担当課長佐藤康大君。

○佐藤鉄道企画担当課長　鉄道の利用促進の取組についてでございますが、道では、これまで、北海道鉄道活性化協議会を中心とした全道的な取組に加え、各線区においても実行計画に基づき様々な取組を進めてきているところでありますが、来年度以降の国によるＪＲ北海道に対する支援の継続に向け、今年度は利用促進の取組の重要性が増していることから、道や沿線自治体、関

係者が一体となって取組を徹底して行っていくことが重要と認識をしております。

こうした認識の下、道では、活性化協議会の取組として、ファミリー層をターゲットとしたスタンプラリー等の周遊企画や、台湾や香港といったアジア圏の国や地域を対象に、ＳＮＳ等を活用したインバウンド向けの鉄道の魅力発信事業を実施するほか、様々な機会を捉えて道内外でプロモーションを展開していくこととしております。

また、道の取組として、黄線区利用者を対象に、沿線の飲食店等で優待を受けられるキャンペーン等を行うほか、各線区において実施している実行計画に基づく取組のうち、沿線協議会が広域的な課題として線区全体で取り組む利用促進等の実証事業に対し、支援を行うこととしております。

○鶴羽芳代子委員　次に、広域分散型の地域構造を有する本道においては、地域交通の確保と同様に、地域物流を併せて確保していくことが重要です。

道では、先般、６月16日、音威子府村や中川町とともに、地域物流の確保に向けた検討会を設立したとのことですが、本検討会を立ち上げるに至った経緯や、この取組により何を目指すのか、伺います。

○植村真美委員長　物流企画担当課長髙橋央明君。

○髙橋物流企画担当課長　地域物流の確保についてでありますが、道では、人口減少や高齢化の進行によるドライバー不足に加え、働き方改革関連法の適用により、道北や道東地域などにおいて長距離輸送の一部を受託できないケースが生じつつあるなど、地域における物流サービスの持続性の維持確保が危惧されていることから、地域レベルでの物流の効率化や再配達の削減に向けた取組が必要と認識しております。

こうした中、北海道交通政策総合指針の重点戦略に掲げる、地域物流の確保に向けた新たな輸送システムの検討を推進するため、このたび、音威子府村と中川町のほか、本年４月に包括連携協定を再締結いたしましたヤマト運輸株式会社などの協力により検討会を開催したところであり、道といたしましては、今後、検討会を重ねながら、地域の暮らしに不可欠な輸送力の確保に向けて、物流事業者と自治体間の連携によるラストマイル配送の検討を進めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　最後に、北海道航空ネットワークの充実に向けた行動計画素案についてであります。

先日の新幹線・総合交通体系対策特別委員会において公表された、北海道航空ネットワークの充実に向けた行動計画、いわゆるアクションプランの素案では、航空路線の維持拡大には、インバウンドだけではなく、アウトバウンドを含めた双方向の需要創出が重要とし、航空ネットワーク拡充戦略の中で、アウトバウンド需要の喚起に取り組むとしています。

本年12月からアメリカ・サンフランシスコ線、カナダ・バンクーバー線が就航しますが、路線の定着には、インバウンドはもとより、アウトバウンド需要の拡大に向けた取組が必要です。本定例会の一般質問において、知事から、アウトバウンド需要の喚起に向けた取組について答弁がありましたが、現在の円安や物価高の状況を踏まえると、道民の海外訪問のハードルは高いと考

えます。

アウトバウンド需要の拡大に向けて、道として今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　空港戦略担当課長丹羽崇博君。

○丹羽空港戦略担当課長　アウトバウンド需要の喚起についてでありますが、道では、これまで、官民による実行委員会を通じて、道民の皆様の海外旅行を促進するためのイベントやセミナーの開催、ＳＮＳ等による情報発信などに取り組んできたところでございます。

道といたしましては、こうした取組に加え、北米路線については、これまでの成田空港や羽田空港を経由する便と比べて距離的に近く、本道の地理的優位性を生かした路線の周知を図るため、大使館及び領事館などの政府関係機関や海外の航空会社と連携して、直行便による大幅な移動時間の短縮や北米各地への乗り継ぎの利便性についての道民向けプロモーション推進に取り組むほか、就航直後におけるアウトバウンド需要の拡大に向け、就航先の国、地域と交流のある道内の企業や自治体などに官民連携による現地訪問団への参加を呼びかけるとともに、今後の運航継続や通年化に資する経済、文化、教育といった様々な分野の人的交流を促進するなど、需要喚起の取組を強化してまいります。

○鶴羽芳代子委員　先日、北広島で、カナダのアウトドアブランドメーカーの日本で初めての代理店契約といった民間の動きも、やはり、この直行便の就航がきっかけとなっています。ただ観光客が増えるというだけではなくて、様々な分野で成長のチャンスがあると思いますので、期待もしています。

最後に、今後の方向性についてでありますが、人口減少や航空関連人材の不足、インバウンド需要の拡大など、航空を取り巻く環境は大きく変化をしています。

こうした中、道においては、どのような考え方の下でアクションプランを取りまとめ、今後どのような方向性で取り組んでいく考えなのか、伺います。

○植村真美委員長　航空港湾局長丹野正樹君。

○丹野航空港湾局長　アクションプランに関する今後の方向性についてでございますが、中東情勢の悪化といった国際情勢の変化や国内線における収支が厳しくなっている現状など、航空業界を取り巻く状況の変化に対応しながら、北海道航空ネットワークビジョンの目指す姿を実現するためには、アクションプランに掲げております三つの重点戦略である、航空ネットワーク拡充戦略、13空港機能向上戦略、マルチゲートウェイエアポート推進戦略、こうした戦略に基づく取組を加速していくことが必要と考えております。

道といたしましては、地方空港への路線誘致や空港間連携といったアクションプランに基づく取組に北海道航空振興基金を有効に活用するとともに、取組の進捗状況などにつきまして、北海道エアポートや空港所在自治体とともに設置しました道内13空港連携会議を通じて丁寧に意見交換を行い、必要に応じて改善を図るなど、関係者の皆様と緊密に連携しながら、道内13空港全体の活性化に向けた取組を着実に進めてまいります。

○鶴羽芳代子委員　以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○植村真美委員長　鶴羽委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木仁志君。

○鈴木仁志委員　軽自動車税についてお聞きをいたします。

軽自動車税は、毎年、４月１日現在の所有者に対して年額で課税され、４月２日以降に廃車や譲渡しても、その年度分を全額納めなければなりませんが、４月１日以降に所有した場合は、その年度分の税を納める必要がない制度となっております。一方、普通自動車等に付加される自動車税については、年度途中で抹消した場合、月割りで減額、還付される仕組みです。

近年、自動車価格の高騰もあって、軽自動車は、生活となりわいを支える基礎的な交通手段として、登録台数が増加しております。長引く物価高、燃料高、車検・維持費の上昇と、道民生活に余裕がない状況が続く中で、同じ自動車税でありながら、軽自動車というだけで、廃車しても１年分を負担しなければならないことに対し、腑に落ちない問題として道民から強い指摘がございます。

かつて、軽自動車税については、自動車税と同じ制度だったと聞いておりますけれども、現在のような制度内容になった経過と理由について、まずお聞きをいたします。

○植村真美委員長　市町村課長兼再生支援担当課長幾島聡君。

○幾島市町村課長兼再生支援担当課長　軽自動車税についてでありますが、軽自動車税は、市町村において、４月１日に軽自動車等の所有者に対しまして主たる定置場の所在市町村が課税するものでございます。

制度の内容につきましては、昭和33年の地方税法の改正に伴い、軽自動車等を所有している事実に基づく担税力、道路損傷負担に着目し、創設されたところでございます。

創設時には、自動車税同様に月割り制度が定められておりましたが、自動車税に比較して税額が低く定められていること、また、軽自動車等の所有台数や異動台数が急激に増加し、市町村において月割り制度による賦課徴収事務の負担や徴税コストが増加したことなど、市町村から月割り課税を廃止するよう国に強い要望があったことを考慮いたしまして、昭和56年に廃止されたものと承知しております。

○鈴木仁志委員　先ほど言いましたとおり、年度途中に廃車しても１年分を負担しなければならないことに疑問の声がありますが、仮に、自動車税と同様な制度に戻した場合の納税者のメリット、デメリットについて試算をしたことがありますか、お聞きいたします。

○幾島市町村課長兼再生支援担当課長　納税者への影響などについてでございますが、月割り制度を導入した場合、軽自動車を４月２日以降に抹消した際には、翌月以降、月割りの税額が還付される一方、４月２日以降に軽自動車を登録した場合、現状、その年度は課税されませんが、月割りで翌月以降分が課税されることとなり、納税者への影響はそれぞれにあるものと認識しております。

現行の地方税法上における軽自動車税は、税負担が生じる時期の違いや市町村の賦課徴収における事務の増加等を考慮いたしまして、昭和56年の税制改正において法改正がなされたところでございます。

○鈴木仁志委員　地方税法におきましては、市町村の条例の定めにより、軽自動車税を減免できることになっております。

生活者支援の観点から、道民の納得感を得る改善策の一つとして、全市町村と道が連携の下で、事故、走行不能、盗難、免許返納、所有者死亡などによる抹消において、広義の解釈によって画一的な減免策を講じてもいいのではないかという声がありますが、所見をお聞きいたします。

○植村真美委員長　地域行政局長藤原和道君。

○藤原地域行政局長　減免措置についてでございますが、軽自動車税は、自動車税と比べて税額が小さいことから、期中で税の還付等が生じた場合、市町村にとっての事務負担が大きく、そのコストも税額と比べて多額となることから、月割り課税が廃止されたものでございます。

減免につきましては、法の規定によりまして、担税力の薄弱な者に対する救済措置として設けられているものでありまして、天災、公私の扶助など特別な事情に該当する場合、市町村長の判断により行われるべきものと認識しております。

以上でございます。

○鈴木仁志委員　今日は時間がないのでこれ以上やりませんけれども、答弁から、今の制度は昭和56年からこの形になったということでありますが、当時の軽自動車の税額は大体4000円ぐらいでしょうか。今は、軽自動車も普通自動車も、１排気量当たりの税額は大して変わりませんし、当時はそろばん計算だったと思いますけれども、今や賦課をそろばんでやっているところなんかどこもないわけであります。

また、納税者におけるメリット、デメリットの判断は、納税者自身が決めればいいだけの話なのです。納税者から改善すべきとの声がある以上、市町村税であっても、道としても受け止めて、地方税制に関して納税者目線であるべきだと主張すべきだと私は思っております。

減免の考え方については、道民への画一的なサービスであるべきですから、道が問題提起をしていただきたいと今日は申し上げて、終わりたいと思います。

次に、地域公共交通についてお聞きをいたします。

ＪＲ北海道における鉄路の維持困難線区、いわゆる黄色線区については、ＪＲが、国からの監督命令により、今年度末までに事業の抜本的な改善方策を取りまとめるよう求められているものの、依然として地域協議が進んでいない状況にあり、この問題については、我が会派として先日の代表格質問でもただしたところでございます。

道には、議会議論を踏まえつつ、地域やＪＲ、国などの関係者との十分な調整を図ってもらいたいと考えますけれども、答弁では、今後の協議において、地域でこれまで進めてきた取組なども踏まえて、その延長線上で協議を進めていくことが極めて重要とのことでありました。

道として、この北海道の鉄道ネットワークはどうあるべきだと考えていらっしゃるのか。また、限られた時間の中で具体的にどのように取り組んでいくのか、お聞きしたいと思います。

○植村真美委員長　鉄道企画担当課長佐藤康大君。

○佐藤鉄道企画担当課長　ＪＲの黄線区についてでございますが、本道の鉄道網は、道民の暮らしはもとより、我が国の食や観光、物流といった産業全般を支える重要な社会基盤として、その価値は、沿線地域のみならず、全道、全国へ波及していることから、これを維持、活性化していくことは重要と認識しております。

道といたしましては、黄線区における抜本的改善方策の取りまとめに向けては、これまで各線区で進めてきた取組や議論を踏まえ、その延長線上で関係者が目線を合わせて協議が進められるようＪＲに求めることに加え、本道の鉄道網全体を捉えた広域的な視点に立って、国やＪＲと調整を行いつつ、ＪＲや沿線自治体とともに幅広い観点から具体的方策の検討を深めるなど、持続的な鉄道網の確立に向けて取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　道民の生活を支える路線バスにつきましては、利用者の減少が続く中、燃料費の高騰や運転手不足などにより、都市部、地方部ともに依然として減便や廃止など路線縮小に歯止めがかからず、利用者への影響が懸念されております。

深刻化する運転手不足問題への対応と併せて、これまで以上に自治体と交通事業者の連携によりバス路線の維持確保に向けて取り組まなければならないと考えておりますけれども、地域を支える路線バスの維持に向けて、道として具体的にどのような対策を講じていく考えなのか、お聞きいたします。

○植村真美委員長　地域交通担当課長髙松正裕君。

○髙松地域交通担当課長　バス路線の維持確保に向けた対応についてでございますが、道では、利用者の減少や人手不足による路線の休廃止が相次ぐ厳しい路線バスの状況を踏まえ、運転手確保に向けた就職相談会の実施の継続はもとより、今年度は、交通事業者による外国人材の採用活動の伴走支援を行い、多様な人材の確保に取り組むとともに、持続的な運行の維持に向けて、上川地域やオホーツク地域における路線の収支率の向上や、運転手の実労働時間の軽減などにも資する利便増進実施計画の策定による路線の最適化を横展開するほか、人手不足などの交通環境の変化に対応した新たな地域交通支援制度の検討を進めるなど、地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　路線バスをはじめ、デマンド交通や相乗りタクシー等を含む地域公共交通は、言うまでもなく、通勤、通院、買物など住民の暮らしと安全を守るためになくてはならないものであります。

そうした認識の下、国では、地域公共交通が十分に確保されていない、いわゆる交通空白地区をリストアップするなど、問題が顕在化しております。とりわけ、広域分散型の地域構造にある本道においては、地方部をはじめ、移動の足を失う高齢者の方々が増えてしまうことが懸念され、ひいては、地域で暮らし続けること自体が難しくなりかねませんが、道は、過疎地などの地

方部における地域公共交通の現状について、課題やニーズなどを含め、どのように認識されておられるのか、お聞きいたします。

○髙松地域交通担当課長　道内における交通空白の状況についてでございますが、先般、国土交通省が公表した調査結果によりますと、誰もがアクセスできる移動の足がない、または利用しづらいなど、地域交通に困り事を抱える地域があると回答した道内の市町村は87市町村、261地区と承知しております。

このうち、解消に向けた対応方針を今後検討すると回答した市町村は12団体あり、昨年度調査の18団体から減ってはいるものの、依然として取組が進んでいない団体があることから、市町村へのヒアリングにおける人員やノウハウ面等の不足から検討を進められていないという課題も踏まえ、こうした市町村を対象に、取組の検討などから伴走支援を行うことで、地域における移動手段の確保に向けた課題の解決が図られるよう、地域の取組を加速させる必要があると認識しております。

○鈴木仁志委員　バス路線の縮小などによって地域公共交通の空白を生むことは、地域の衰退につながります。自治体においては、いわゆる交通資源をフル活用しながら、地域の足を守るための代替の移動手段の確保策や仕組みづくりに相当の労力を要しておりますけれども、こうした取組に対して、道としてこれまでどのような支援や取組を行ってきたのか、成果を含めてお聞きいたします。

○髙松地域交通担当課長　地域の足の確保についてでございますが、道では、地域の移動手段を確保するため、道内各地の法定協議会や市町村の地域公共交通会議などといった枠組みを活用し、地域の実情に応じた交通体系の最適化等に取り組んでおり、岩宇地域において、自家用有償旅客運送による利便性の高い交通サービスの提供に向けた利便増進実施計画の策定への助言を行うことで、補助率のかさ上げや利用者の増加が図られるなど、一定の成果が発現しつつあり、関係者による地域交通の維持確保の取組を後押ししているところでございます。

また、このたび、改正地域交通法が公布され、国においてスクールバスなども含めた地域の輸送資源のフル活用に向けた制度が創設されたことも踏まえ、道内の交通空白を抱える地域においてもその推進を図る必要があるとの認識の下、道では、運輸局と連携し、国の支援制度の周知等を実施したところであり、今後、医療、福祉、教育等の関係部局とともに現状と課題の整理等のための会議を実施し、地域の取組を後押しするなど、輸送資源のフル活用の推進に向け取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　人口減少や高齢化が進行し、交通空白や不便地域が広がりつつある中にあっては、これまで以上に地域ごとの実態を把握し、課題やニーズを分析した上で、将来像を的確に見据えた実効性のある戦略が必要ではないかと考えます。

道は、北海道の地域公共交通をどのように描いているのか、地域公共交通を維持するための対策についての所見をお聞きいたします。

○髙松地域交通担当課長　今後の対応についてでございますが、持続可能な地域交通の確保に向

けては、市町村やバス事業者などの地域の関係者が的確に移動実態等を把握し、課題や移動ニーズを分析、共有できる環境を整えることが重要と考えます。

　このため、道では、地域の関係者が最適な地域交通の在り方を検討できるよう、バスの乗降実績などの様々なデータを活用し、効率的な運行の分析等ができるモビリティーデータ基盤の構築や、最適化に取り組む地域等に対する新たな支援制度について検討を進めているところでございます。

　道としては、引き続き、市町村等の地域関係者からの御意見や運輸交通審議会での議論等を踏まえながら、地域の実情に応じた持続可能な地域公共交通の確保に取り組んでまいります。

○鈴木仁志委員　この地域公共交通の問題につきましては、直接、知事の見解もお聞きしたいと考えてございますので、委員長において取り計らいをお願いしたいと思います。

　以上で終わります。

○植村真美委員長　鈴木(仁)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

　阿知良寛美君。

○阿知良寛美委員　総合政策部所管事項について伺います。

　初めに、日本遺産の活用についてであります。

　今月に入り、国は、ユネスコの諮問機関が奈良県中部の遺跡群「飛鳥・藤原の宮都」を世界文化遺産に登録するよう勧告したと公表されたところであります。古代国家の成立を示す史跡が、顕著な普遍的価値を有すると認められ、遺産登録されれば、奈良県だけではなく、日本の歴史に関心を有する多くの国内外の方々を呼び込む好機になると考えます。

　一方、我が国独自の取組として、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを日本遺産として認定する制度もあります。道内では６件が日本遺産として認定されておりますが、この日本遺産を観光資源、文化資源として活用していくためには、認定されたことをゴールとせず、地域として磨き上げを続けていくことが大変重要と考えます。そこで、以下、伺ってまいります。

　まず、日本遺産制度に対する道の認識についてであります。

　道内では６件の日本遺産が認定されておりますが、日本遺産として選定されたことでどのようなメリットがあると考えているのか、所見を伺います。

○植村真美委員長　地域資源活用担当課長森譲君。

○森地域資源活用担当課長　日本遺産についてでありますが、日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを国が認定する取組であり、認定地域は、日本遺産ポータルサイトによる国内外への情報発信や、日本遺産アドバイザーの派遣による助言、魅力的な体験づくりの取組への補助金の交付など、様々な国の支援を受けることができ、国内外の方々を引きつける観光資源として磨き上げ、地域の活性化につなげることができるものと考えております。

また、この認定を契機としまして、地域が積み重ねてきた歴史的・文化的財産を地域自ら守り育てる機運が生まれるため、地域住民、とりわけ、これからの時代を担う若い方々が地元への愛着心を深めていく効果もあるものと認識しております。

○阿知良寛美委員　次に、地域における日本遺産の活用についてであります。

道内の６件の日本遺産は、それぞれ異なるバックグラウンドと特徴を有しておりますが、道内の日本遺産の強みはどこにあり、文化資源、観光資源としてどのように活用されているのか、具体的な例について伺います。

○森地域資源活用担当課長　道内の日本遺産の活用状況についてでございますが、道内の日本遺産は、アイヌ文化やニシン、サケなど、北海道特有の歴史的背景や食文化に根づいていることや、炭鉄港、北前船など、その成り立ちや特色から日本各地と結ばれており、その物語性と広がりが魅力であると考えております。

道では、その魅力向上のため、これまで、関係市町村と連携しながら、地域における特色ある文化、観光資源を生かし、様々な取組を進めてきたところであり、例えば、旭川市で実施したイベントでは、アイヌ文化の担い手の方々の協力により古式舞踊の披露を行ったほか、小樽市では、後に構成文化財となる旧三井銀行小樽支店を活用したイベントを実施するなど、地域への誘客につながる取組を行ったところでございます。

○阿知良寛美委員　次に、「北前船寄港地・船主集落」の取組についてであります。

道内の日本遺産の中でも、「北前船寄港地・船主集落」の取組は、ほかの日本遺産との関係性も深く、かつ日本海沿岸全体を対象とした極めて特色のある資源だと考えます。

道として、この日本遺産の活用にどのように取り組んできたのか、伺います。

○森地域資源活用担当課長　北前船をテーマとした取組についてでございますが、北前船は、日本海地域における貴重な歴史的・文化的価値を有するとともに、かつて本道と国内各地を結ぶ重要な経済動脈として大きな役割を果たしていたものと認識しております。

道といたしましては、全国各地の寄港地関係者や観光事業者、自治体など、500名を超える方々の参加の下、毎年開催されている北前船フォーラムの機会を通じまして、国内外への情報発信に継続的に取り組んでいるところでございます。

令和６年度に釧路市において開催された本フォーラムでは、事務局である釧路市と連携しながら、振興局が運営委員会に参画するなど、必要な協力を行ったところであり、北海道はもとより、日本海地域全体の活性化にも資する北前船をテーマとした日本遺産の取組を、引き続き、積極的に推進してまいります。

○阿知良寛美委員　日本遺産の課題について伺います。

このように大変すばらしい取組である日本遺産ですが、私は、もっとその魅力を多くの方に知っていただくことが必要ではないかと考えます。

道として、日本遺産活用に向けた課題をどのように考えているのか、伺います。

○植村真美委員長　総合政策部次長兼地域づくり担当局長馬場俊哉君。

○馬場総合政策部次長兼地域づくり担当局長　活用に向けた課題についてでありますが、日本遺産は、地域の活性化や観光振興を牽引する貴重な資源としての可能性を有する一方、これらを一過性の取組で終わらせることなく、持続可能なものとしていくことが重要と考えております。

道内の日本遺産につきましても、それぞれ認定から一定期間が経過しておりますが、一般の方々の認知度は、必ずしも高くはないものもある状況でございます。特に、多様な観光資源を有する本道におきましては、他の観光資源に埋没することのないよう、日本遺産そのもののブランド力を高めるための継続的な取組が必要と考えております。

また、地域が主体となって自立的、持続的に活動を維持していくための推進体制の構築に加えまして、日本遺産の魅力を語り継ぐ次代を担う人材の確保育成が必要と認識してございます。

○阿知良寛美委員　次に、課題を踏まえた今後の取組についてであります。

これまで、日本遺産について、制度、取組、課題、一般の方の認知度が低いとか、人材の育成という課題を伺ってまいりましたが、このような有益な取組をもっと発展させていただきたいと考えます。

道として、課題を踏まえ、今後どのように取り組まれていくのか、伺います。

○植村真美委員長　総合政策部長兼地域振興監中村昌彦君。

○中村総合政策部長兼地域振興監　今後の取組についてでございますが、道といたしましては、日本遺産の認知度向上などの課題解決に向けて、広域的なネットワークを有する強みを生かし、各認定地域の協議会関係者が一堂に集う会議を定期的に開催するなど、本道の日本遺産が有する魅力がより多くの方々に伝わるよう、各協議会や市町村に寄り添った支援を行ってまいります。

また、地域づくり総合交付金などにより、認定地域が開催するイベントを支援するなど、日本遺産の戦略的な活用に向けた各地域の取組を後押ししてまいります。

さらに、関係団体が連携を一層深め、多様な担い手による日本遺産を活用した地域づくりが効果的に進められるよう、専門人材の育成や官民連携に関する先進事例の共有のための研修会を開催するなど、地域における推進体制の強化に向けた取組を総合的に進めてまいります。

○阿知良寛美委員　それぞれ、今、いろいろやるということでお答えいただきました。よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、国際交流についてであります。

さきの一般質問で我が党から、今後の国際交流の方向性について、ＪＩＣＡとの連携も含め質問いたしました。道からは、国際交流について、友好提携地域や、今後、交流拡大が期待される地域との交流を展開する、ＪＩＣＡについては、連携により本道の地域特性に根差した国際協力の促進に取り組むとの御答弁でした。

ＪＩＣＡ北海道は、札幌市と帯広市に拠点を有し、海外からの研修員の受入れをはじめ、道内における国際交流と地域振興の双方の取組に大きく貢献をいただいております。北海道も、こうしたＪＩＣＡの活動を踏まえ、令和４年に包括連携協定を締結されており、今後、北海道による国際貢献を充実させていく上で、ＪＩＣＡとの一層の連携を図るべきと考えます。最近のＪＩＣ

Ａとの連携事業の状況について、以下、伺ってまいります。

まず、ＪＩＣＡ北海道の活動についてであります。

ＪＩＣＡ北海道は、道内各地の様々な機関との連携を強化し、地域の特色を生かした研修員受入れや、海外協力隊派遣、中小企業支援等の事業を実施しているとのことでありますが、活動実績と人員体制について伺います。

○植村真美委員長　国際課長木下博史君。

○木下国際課長　ＪＩＣＡ北海道についてでございますが、ＪＩＣＡ北海道は、1996年に札幌と帯広に拠点を開設しましたほか、旭川や苫小牧などに国際協力推進員を配置し、現在、59名の職員で、ＪＩＣＡ海外協力隊の開発途上国への派遣や、開発途上国の今後の国づくりを担う技術者等の受け入れ、道内の自治体や企業のノウハウを生かした各国への技術協力といった活動を行っております。

また、留学や技能実習など北海道で暮らす外国人の方々が増加する中、道との包括連携の枠組みも活用しながら、多文化共生の推進や外国人材の受入れ環境の整備等、地域が直面する課題への対応にも積極的に取り組むなど、北海道の持続的な発展と開発途上国の経済社会開発に向け、幅広い取組を推進されているものと承知しております。

○阿知良寛美委員　次に、道とＪＩＣＡとの連携事業についてであります。

ＪＩＣＡでは、限られた人員の中で――先ほど59名の職員というお話がありました。世界の開発途上国を対象とした事業展開をされているわけですが、ＪＩＣＡは、開発途上国支援だけではなく、北海道の地域振興にも取り組んでいるものと承知しております。

そうした点で、さきに触れたとおり、道とＪＩＣＡとの連携協定に至っているわけでありますが、協定締結後の取組実績について伺います。

○木下国際課長　道とＪＩＣＡとの連携事業についてでございますが、道では、令和４年に締結したＪＩＣＡとの包括連携協定に基づき、子どもたちの国際理解の促進に向け、ＪＩＣＡが実施するプログラムに道の国際交流員を派遣しましたほか、ＳＤＧｓの普及啓発に向けたセミナーの開催や、道庁内でのパネル展、街頭ビジョンでの上映を活用し、ＪＩＣＡ海外協力隊の募集告知を行っております。

また、北海道グローバル戦略の効果的な展開に向け、御意見を伺うために設置しております道の有識者会議におきまして、ＪＩＣＡ北海道の所長から本道を取り巻く国際情勢に関する知見を共有いただいております。

○阿知良寛美委員　次に、ＪＩＣＡ北海道についてであります。

ＪＩＣＡ北海道では、札幌市と帯広市に拠点を有しております。知事には、ＪＩＣＡ帯広センターに足を運び、研修員と懇談いただきましたが、札幌センターには、まだ訪問されていないと思います。

知事の訪問の有無、そして、ＪＩＣＡ北海道の両施設の利用状況について伺います。

○木下国際課長　ＪＩＣＡ北海道の利用状況についてでございますが、ＪＩＣＡ北海道の拠点で

ある札幌センターと帯広センターは、開発途上国研修員の研修会場、宿泊施設としても利用されており、これまで両センターで約２万人の研修員を受け入れております。

また、両センターでは、世界のことを学べる常設展示や近隣住民を対象としたイベントの開催など、日頃から道民の国際理解促進に向けた取組が行われており、令和７年度は、両センターに約５万3000人の一般の方が訪れたと承知しております。

なお、知事は、令和６年に帯広センターを訪れまして、エジプトやスーダンからの研修員と農業に関する研修の内容について懇談を行ったところでございます。

○阿知良寛美委員　知事は、まだ札幌センターのほうには伺っていないということですよね。

次に、今後の取組についてであります。

今年度、ＪＩＣＡ北海道は、30年の記念の年を迎えます。北海道に根づいたＪＩＣＡ北海道とともに国際交流の取組を進めていくべきと考えますが、道としてどのように対応されるのか、所見を伺います。

○植村真美委員長　総合政策部グローバル戦略推進監大矢邦博君。

○大矢総合政策部グローバル戦略推進監　今後のＪＩＣＡ北海道との連携についてでございますが、経済や社会のグローバル化が進展する中、地域が直面する課題に対応するためには、相互の国際協力やグローバル人材の育成、多文化共生の推進に取り組むことが重要と認識してございます。

このため、道では、これまでＪＩＣＡと連携しながら、海外協力隊の募集や海外からの研修員の受入れ支援、若者の国際社会への理解促進や留学支援、さらには、地域住民との相互理解に向けた交流促進などの取組を推進してきたところでございます。

道としては、ＪＩＣＡとの包括連携協定の枠組みの下、こうした取組の一層の推進を図りますとともに、ＪＩＣＡ北海道が拠点の設置から30年の長きにわたり積み上げてきた、海外研修員や協力隊員などの人材や交流に関わる地域、団体とのネットワークを活用させていただきながら、ＪＩＣＡとの連携協力が本道の持続的発展へとつながるように取り組んでまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員　国際交流について伺ってまいりましたが、グローバル化が進んでいく中で、ＪＩＣＡ北海道との連携をなお一層充実させていくことが大変重要である、このように思います。この問題については、知事のお考えを直接お聞きしたいと思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

次に、航空政策についてであります。

令和７年度の道内空港における旅客数は、国内線は約2798万人、国際線は約483万人、合計で約3281万人となり、令和６年度に比べて約160万人増加しており、道内全体で航空需要の伸びが見られるところであります。

その中でも、新千歳空港と丘珠空港、いわゆる道央圏の空港における旅客数は全体の約８割を占め、取り込んだ需要を全道に波及させる意味でも、道内の拠点空港として機能させていくべき

ものと考えます。とりわけ、新千歳空港の令和７年度の旅客数は、全体で約2602万人、そのうち国際線が約454万人と過去最高を記録しており、今後も本道の国際拠点空港として重要な役割を果たしていくことが期待されます。そこで、以下、伺ってまいります。

まず、新千歳空港における国際線の誘致についてであります。

新千歳空港における昨年度の国際線旅客数は過去最高を記録し、さらに、本年12月にはユナイテッド航空の米国・サンフランシスコ線、エア・カナダのカナダ・バンクーバー線が就航するなど、今後、一層の航空需要の拡大が見込まれております。

こうした動向を踏まえ、さらなる国際線の誘致に向け、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○植村真美委員長　空港戦略担当課長丹羽崇博君。

○丹羽空港戦略担当課長　国際線の誘致に向けた取組についてでありますが、道では、これまで、新千歳空港における国際線の充実に向け、北海道エアポートや地元自治体などと連携し、アジアはもとより、欧米やオーストラリアなど長距離路線を運航する航空会社に就航を働きかけるとともに、路線の運航に不可欠な空港業務を担う人材を安定的に確保するため、空港業務を紹介するセミナーの開催といったグランドハンドリング事業者などと連携した取組を進めてきたところでございます。

道といたしましては、中長期的な視点で人材確保を図るため、若年層の方々を対象とした空港業務の認知度向上に向けた普及啓発の取組を支援するとともに、さらなる航空需要の拡大を見据え、東南アジアやヨーロッパなど国際定期便が就航していない国や地域の航空会社に対する官民の連携による路線の誘致に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　次に、アウトバウンドの取組についてであります。

現在、新千歳空港においては、東アジアを中心に多くの国際線が運航されておりますが、空前の円安という影響もあり、利用の大半がインバウンド客となっております。

国際線の路線の安定的な維持拡充を図るためには、道民のアウトバウンド需要の創出が必要不可欠であると考えますが、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

○丹羽空港戦略担当課長　アウトバウンド需要の喚起についてでありますが、国際線の安定的な運航には、就航後のアウトバウンド需要の確保が重要となりますことから、道では、道民の海外旅行の促進を図るため、海外の航空会社や各国・地域の観光局などの協力をいただきながら海外旅行フェアを開催するとともに、今後の国際線の利用が期待できる若い世代の需要喚起に向け、学校関係者を対象とした海外教育旅行セミナーを開催するなど、アウトバウンド需要の喚起に取り組んできたところでございます。

今後は、こうした取組に加え、大使館及び領事館などと連携したＰＲキャンペーンや企業における研修旅行の促進に資する現地でのセミナーの開催のほか、就航先の国、地域と交流のある企業や自治体などに現地訪問を呼びかけるなど、経済、文化、教育といった様々な分野での人的交流の拡大にも努めてまいります。

○阿知良寛美委員　次に、丘珠空港の機能強化についてであります。

道央圏におけるもう一つの空港である丘珠空港は、札幌市内中心部から約６キロと近く、2030年に予定されている滑走路延長等により、さらに航空ネットワークの充実が図られ、旅客数の増加が期待できる空港と考えます。

丘珠空港の滑走路延長事業について、地域住民の皆様などに情報提供を行った上で広く意見を集めた、いわゆるパブリックインボルブメントも完了したところでありますが、今後の丘珠空港の機能強化などに向けて、札幌市や国とどのように進めていくのか、道の所見を伺います。

○植村真美委員長　航空課長竹内敏博君。

○竹内航空課長　丘珠空港の機能強化についてでございますが、丘珠空港におきまして、滑走路延長などの機能強化を図ることは、小型ジェット機の通年運航が可能となり、道内外とのさらなる航空ネットワークの充実に資するものと認識しております。

道としましては、これまで、丘珠空港の機能強化計画に関するパブリックインボルブメントを推進するために、国が設置しました丘珠空港ＰＩ推進協議会に札幌市とともに参画し、意見募集手続に関する道民への周知に協力するとともに、本年５月には、札幌市や道、経済団体などで構成する札幌丘珠空港機能強化推進協議会におきまして、国に対し、滑走路延長の2030年供用開始に向けた早期の事業化など、丘珠空港の将来像の実現に向けた要望を行ったところであり、引き続き、札幌市や国などと連携しながら、丘珠空港の一層の機能強化に取り組んでまいります。

○阿知良寛美委員　次に、丘珠空港の利活用についてであります。

丘珠空港は、広域分散型の北海道において、札幌圏と道内各地を高速でつなぐ拠点としての役割を果たしていくことが期待され、ネットワークの拡大はもとより、既存ネットワークの維持も考えていく必要があると考えます。

そのためには、より多くの方々に丘珠空港を利用していただきたいところでありますが、利活用について今後どのように対応していくのか、伺います。

○竹内航空課長　丘珠空港の利活用についてでございますが、丘珠空港は、道内各地の経済、防災、医療等を支える道内航空ネットワークの拠点空港として、重要な役割を果たしているものと認識しております。

道では、利用者の利便性向上や利用促進を図るため、札幌市や航空会社、空港ビル会社などが行う臨時駐車場の開設と、駐車場から空港までの送迎バスの運行といった空港アクセスの充実に向けた取組とともに、札幌駅前通地下歩行空間などで開催しました、丘珠空港と路線が結ばれている就航地の魅力をＰＲするイベントや、訪日外国人に丘珠空港から道内周遊を促すためのプロモーションなどへの支援を行ってきたところでございます。

道としましては、引き続き、札幌市をはじめ、丘珠空港の関係者と緊密に連携しながら、丘珠空港の利活用が図られるよう取組を促進してまいります。

○阿知良寛美委員　次に、今後の航空ネットワークについてであります。

本道の航空ネットワークは、地域経済や住民の生活を支える重要な社会基盤であり、航空ネッ

トワークの充実に向けては、道央圏の空港のみならず、道内13空港全体の活性化を考えていくことが必要と考えます。

道では、北海道航空ネットワークの充実に向けた行動計画、いわゆるアクションプランの策定を進めており、道央圏に集中するインバウンドなどの航空需要を全道に波及させるなど、道内空港全体の活性化に資する取組が進められるものと期待しますが、アクションプランの今後の進め方について伺います。

○植村真美委員長　航空港湾局長丹野正樹君。

○丹野航空港湾局長　アクションプランに関する今後の対応についてでございますが、航空需要が拡大局面に入りつつある中で、北海道航空ネットワークビジョンの目指す姿の実現に向けた取組をさらに加速していく必要があるとの認識の下、道では、航空ネットワーク拡充戦略、13空港機能向上戦略、マルチゲートウェイエアポート推進戦略といった三つの重点戦略に基づく取組をアクションプランとして取りまとめるため、北海道エアポートや空港所在自治体とともに、道内13空港連携会議を設置しまして、検討を進めてきているところでございます。

道といたしましては、今後、連携会議の構成員に加えまして、航空会社とも意見交換を行い、こうした関係者の皆様の意見を適切に反映しながらアクションプランを策定しますとともに、毎年度、取組の推進状況を把握しまして、必要に応じて改善を図りながら、道内13空港全体の活性化に向けて取り組んでまいります。

○植村真美委員長　阿知良委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○植村真美委員長　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、６月30日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後４時54分散会